



豊山町男女共同参画社会計画

第3次とよやま

レインボープラン

お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる
一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

令和4年4月 豊山町

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 国や県の動向	3
第 2 章 豊山町の男女共同参画を取り巻く現状	5
1 豊山町の現状	5
2 町民アンケートからみられる現状	10
3 第 2 次とよまレインボープランの取組内容	27
第 3 章 プランの基本的な考え方	30
1 基本理念	30
2 重点目標	31
3 プランの体系	33
第 4 章 施策の展開	34
重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進	34
重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	39
重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	49
重点目標Ⅳ 計画の推進	60
参考資料	61
1 用語解説	61
2 男女共同参画社会基本法	64
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	68
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	72
5 豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会設置要綱	78
6 第 3 次豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会委員名簿	79
7 策定経過	80

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・背景

豊山町では、平成 11 年に施行された男女共同参画基本法に基づき、平成 14 年 3 月に豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン～個性を活かした社会づくり～」(平成 14 年度～平成 23 年度)を策定し、その後、平成 24 年 3 月に豊山町男女共同参画社会計画「第 2 次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」(平成 24 年度～令和 3 年度)を策定し、男女が個性を活かすことができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

国においては、平成 28 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、現在、地方自治体を含む各事業主には女性の活躍に向けた着実な取組が求められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親家庭の抱える困難の克服等、様々な生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

さらに、人生 100 年時代において、すべての女性が学業や仕事、子育て、地域活動への参加等、様々な役割を果たしながら、自ら多様な選択をできる社会の構築に向けた取組が引き続き求められます。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。一方で、「新しい生活様式」等、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。

こうした動向を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての男女共同参画社会の実現に向けた課題を解決することが必要となっています。

この度、令和3年度をもって豊山町男女共同参画社会計画「第2次とよやまレインボープラン～男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくり～」の計画期間が満了となることから、本町が男女共同参画社会の形成のために取組を主体的に進め、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくため豊山町男女共同参画社会計画「第3次とよやまレインボープラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、本町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本プランは、豊山町第5次総合計画のもと、他の関連計画との整合性を図っています。
- (3) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和3年度～令和7年度）」及び県の「あいち男女共同参画プラン2025（令和3年度～令和7年度）」と整合性に配慮した計画としています。
- (4) 本プランの一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10か年とし、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況等、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 国や県の動向

(1) 国の動向

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備する新たな段階に入りました。

令和2年12月25日には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえためざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 愛知県の動向

愛知県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成14年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、平成18年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011―2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に取組を進めてきました。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、重点目標として「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を効果的に進めています。

令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン2025」を策定し、愛知県の主要産業であるモノづくり産業を始め、様々な分野での女性の活躍促進を図るため、「女性の活躍」を3つの重点目標の冒頭に柱立てし、これまで以上に積極的に推進します。

また、防災分野における男女共同参画の視点が、ますます重要となっていることから、「男女共同参画の視点からの防災の取組」を基本的施策として明確に位置づけ、さらに42項目の進捗管理指標を設定し、その実施状況について、毎年度、議会及び愛知県男女共同参画審議会へ報告するとともに、その結果を公表するものとしています。

1 豊山町の現状

(1) 人口・世帯

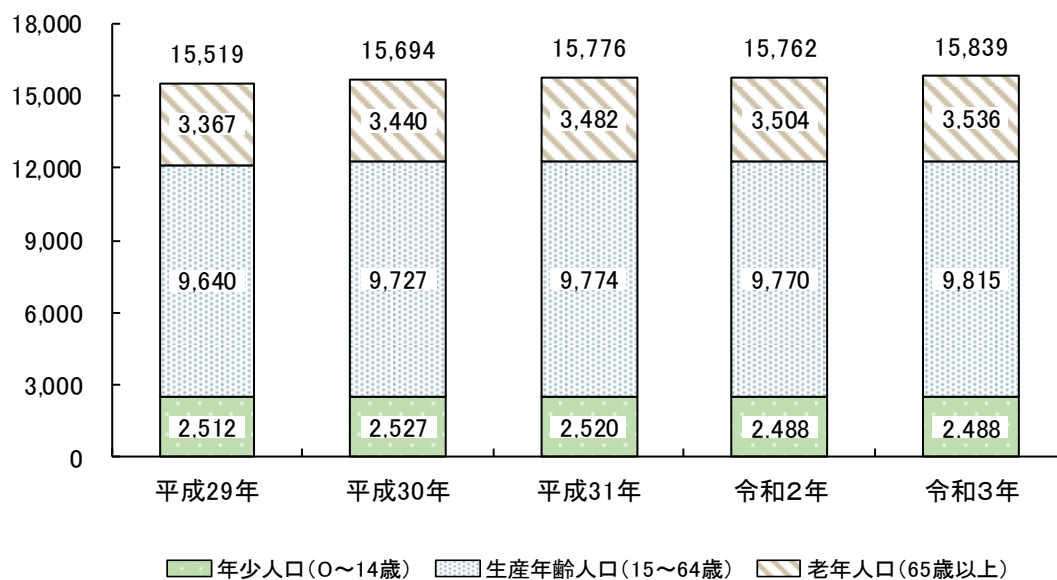
① 年齢3区分別人口

本町の総人口は、平成29年から令和3年にかけて、令和2年で一度減少したものの、増加傾向になっており、平成29年の15,519人から、令和3年では15,839人となっています。

また、同時期の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）や老年人口（65歳以上）では、平成29年から令和3年にかけて、増加傾向にあります。一方、年少人口（0～14歳）は平成30年から令和3年にかけて、減少傾向となっており、令和3年では2,488人となっています。

(人)

年齢3区分別人口の推移

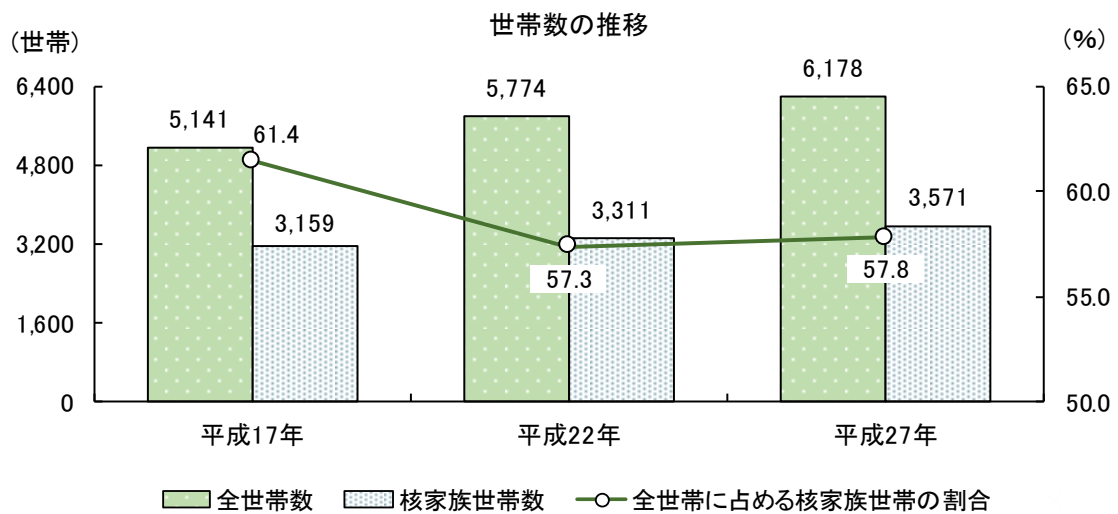


資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

② 世帯の状況

本町の世帯の状況をみると、人口が増加していることにより、全世帯数、核家族世帯数も増加しており、平成27年には、全世帯数は6,178世帯、核家族は3,571世帯となっています。

また、全世帯に占める核家族世帯の割合（核家族世帯数／全世帯数）は、平成27年で57.8%となっています。



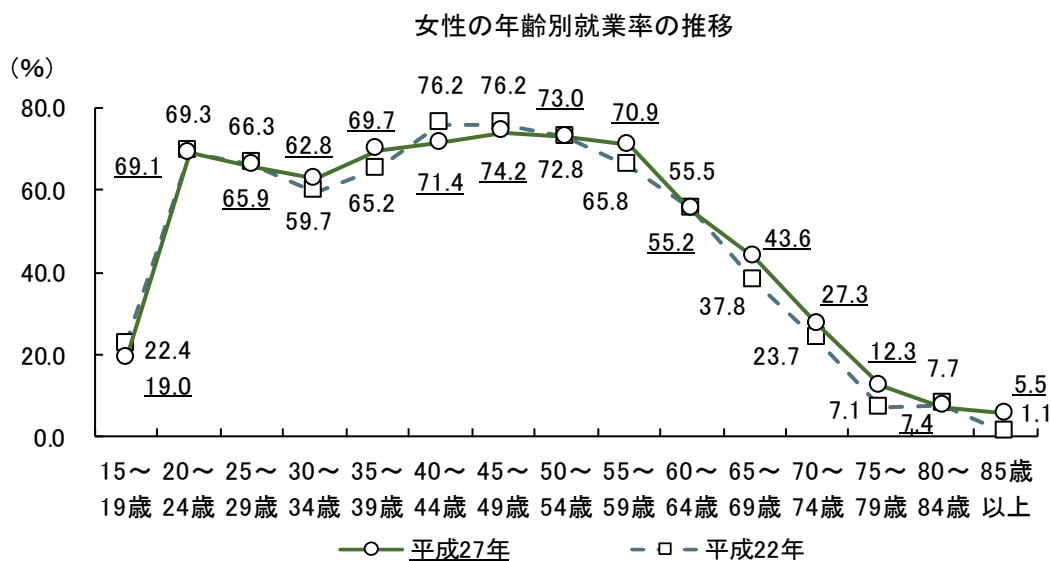
資料：国勢調査



(2) 就業率

① 女性の年齢別就業率

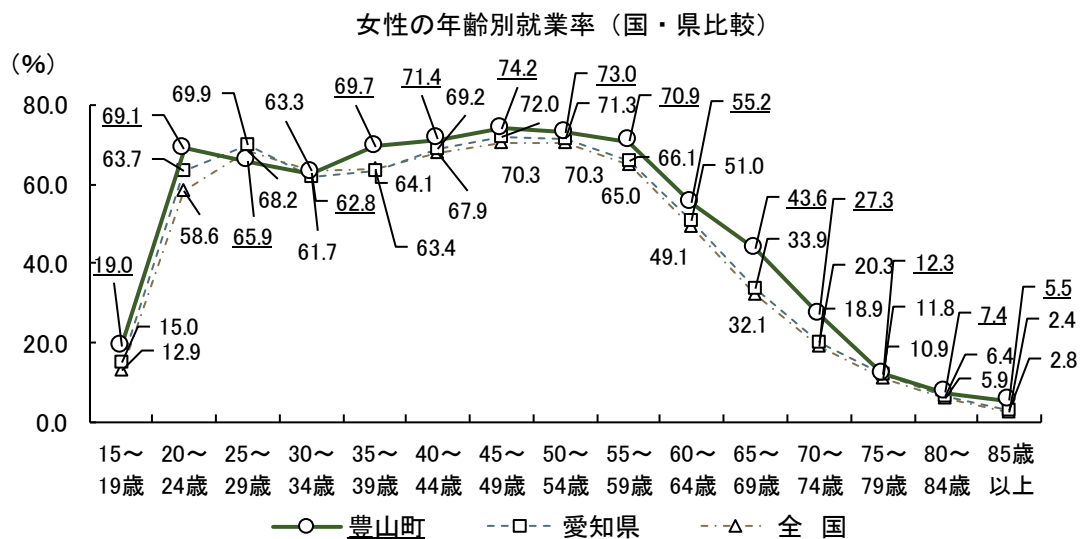
本町の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児にあたる時期に落ち込み、その後再び増加するM字カーブを描いています。また30～39歳、50～59歳、65～79歳、85歳以上の世代で、平成22年よりも平成27年の数値が高くなっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

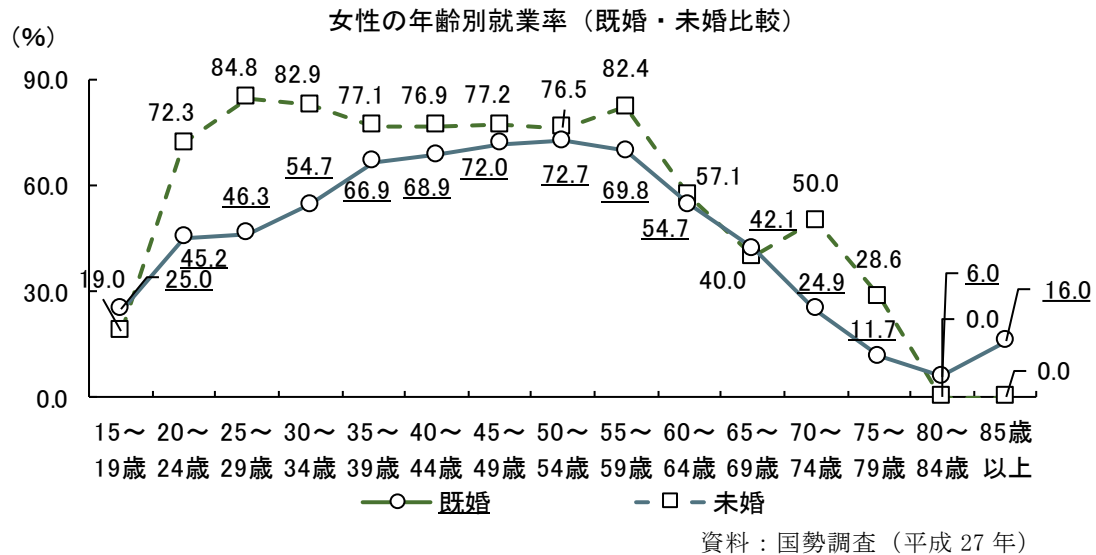
本町の女性の年齢別就業率を国・県と比較すると15～24歳、35歳以上の世代で、国・県よりも高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

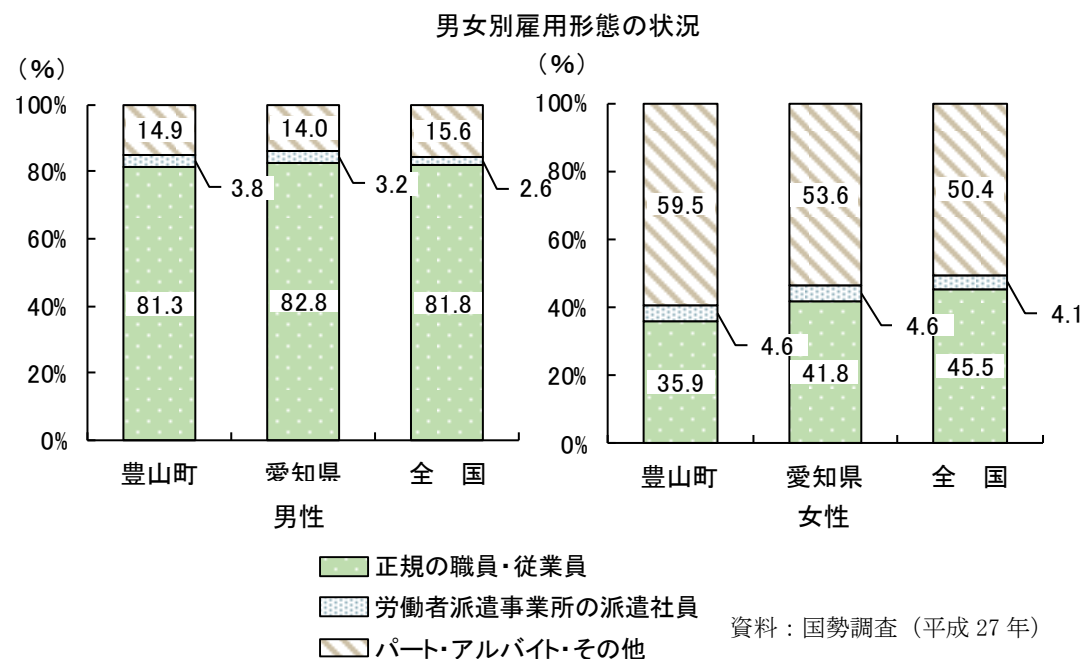
本町の女性の年齢別就業率を既婚・未婚別にみると、主に20歳代から60歳代前半、70歳代にかけて未婚者に比べて既婚者の就業率が低くなっています。



④ 男女別雇用形態の状況

本町の男女別雇用形態の状況をみると、男性の「正規の職員・従業員」の割合が国・県よりも低い一方、男性の「労働者派遣事業所の派遣社員」の割合が国・県よりも高くなっています。

女性では、「正規の職員・従業員」の割合が国・県よりも低い一方、「パート・アルバイト・その他」の割合が国・県よりも高くなっています。



(3) その他

① 諸会議等における女性比率

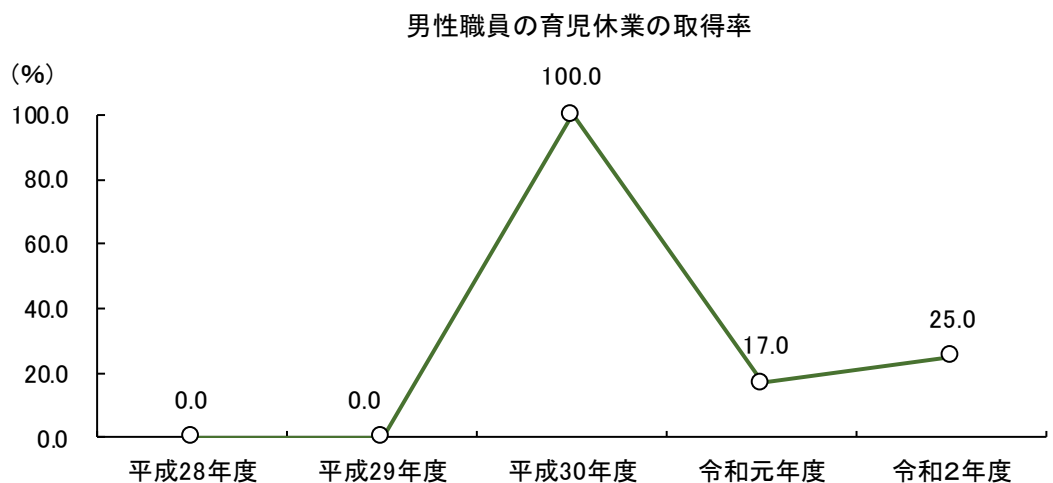
本町の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合は、36.4%となっており、県内でも高い水準を維持しています。また、最も比率が低いのは農業委員に占める女性の割合で、6.3%となっています。

諸会議等における女性比率（豊山町）

	全数	うち女性	比率
町の審議会、委員会などにおける女性委員の登用の割合	209 人	76 人	36.4%
町役場の女性管理監督職（課長以上）の割合	19 人	5 人	26.3%
町役場の女性管理監督職（係長以上）の割合	35 人	7 人	20.0%
小・中・義務教育学校の管理職（校長、教頭）に占める女性の割合	8 人	4 人	50.0%
農業委員に占める女性の割合	16 人	1 人	6.3%
防災委員に占める女性の割合	23 人	4 人	17.4%

② 男性職員の育児休業の取得率

本町の男性職員の育児休業の取得率をみると、平成29年度まで0.0%を推移していましたが、平成30年度には100.0%となっています。その後令和2年度では25.0%となっています。



資料：庁内資料

2 町民アンケートからみられる現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「第3次とよやまレインボープラン」を策定するにあたり、町民の意識や実態を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査対象

豊山町在住の16歳以上の方、豊山町内の事業所を無作為抽出

③ 調査期間

令和3年8月18日～令和3年8月31日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

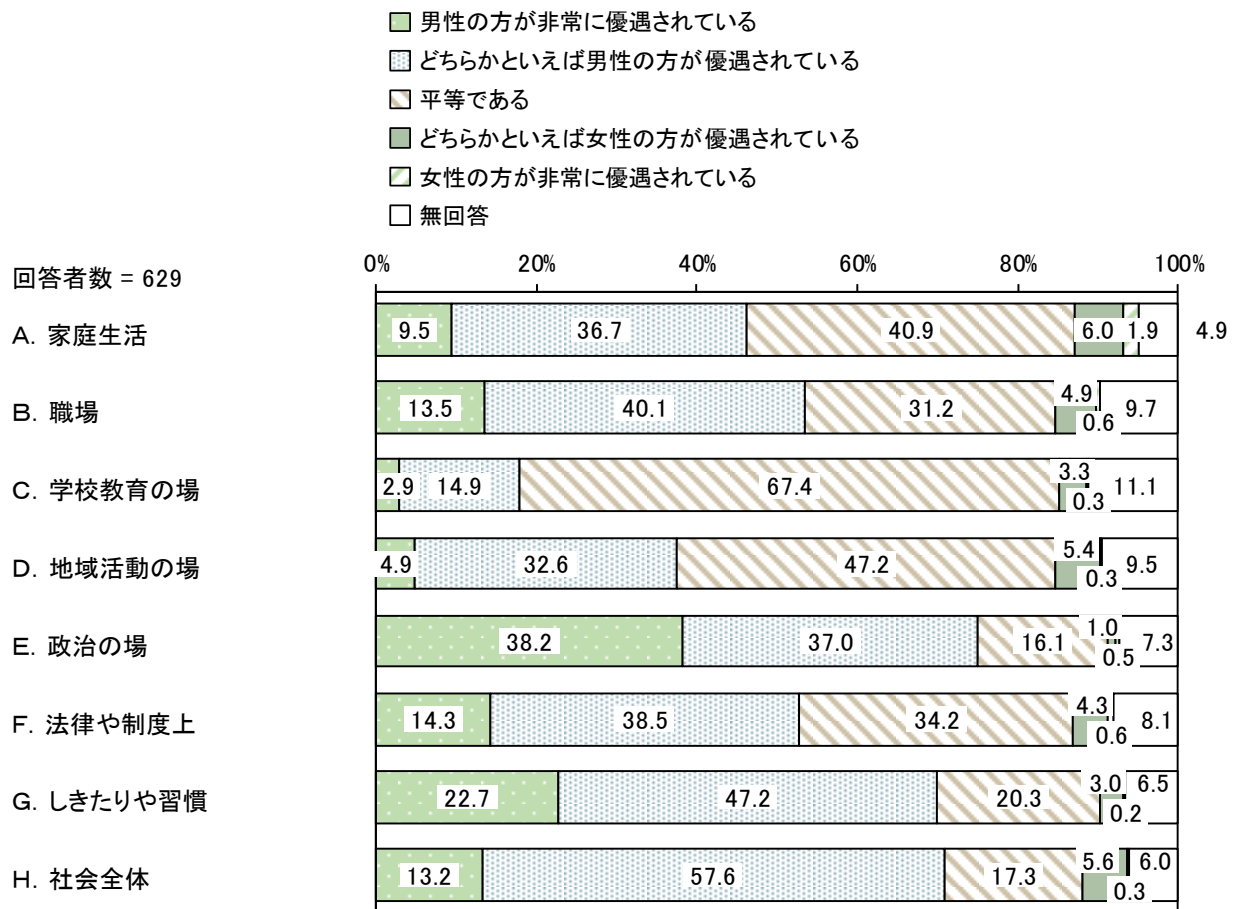
分 類	配 布 数	有効回答数	有効回答率
町民	2,000 通	629 通	31.5%
事業所	300 通	88 通	29.3%

(2) アンケート調査結果の概要

① 分野別の男女の地位について

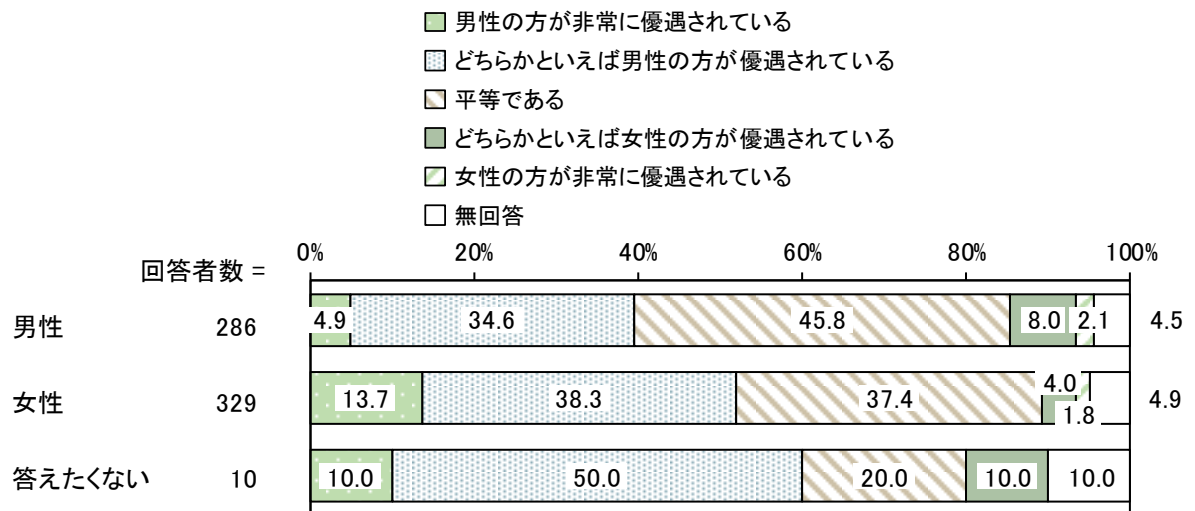
『E. 政治の場』『G. しきたりや習慣』『H. 社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『C. 学校教育の場』で「平等である」の割合が高くなっています。

分野別の男女の地位について



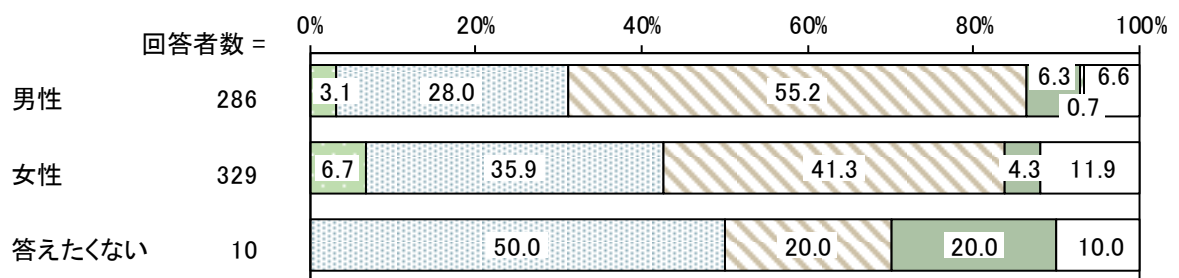
I. 家庭生活

性別で見ると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”が12.5ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」が8.4ポイント高くなっています。



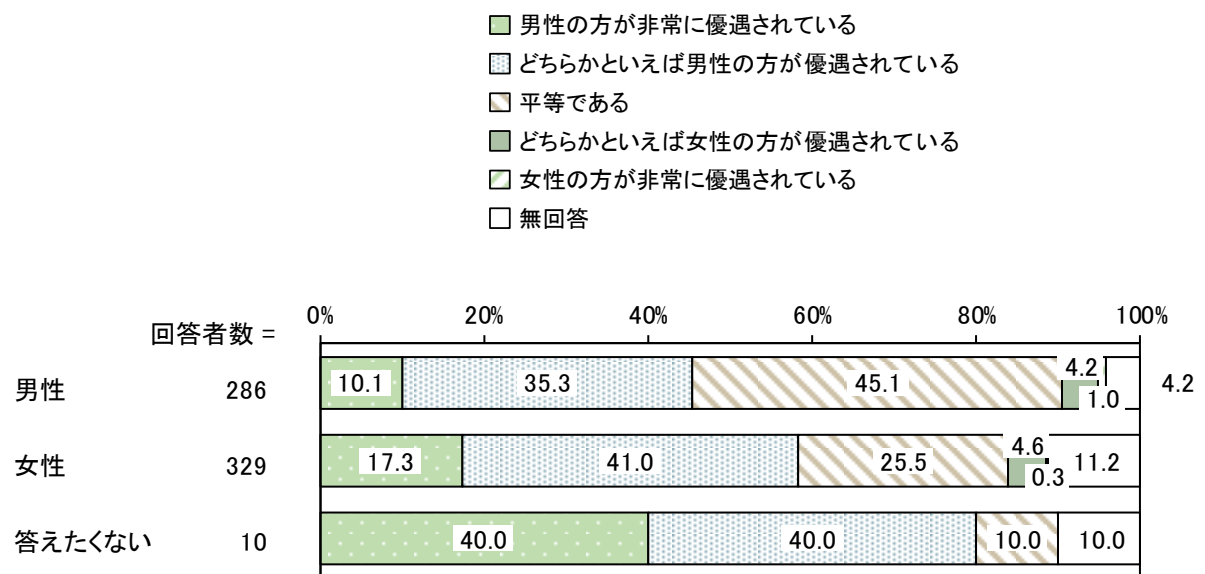
II. 地域活動の場

性別で見ると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が、11.5ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」の割合が13.9ポイント高くなっています。



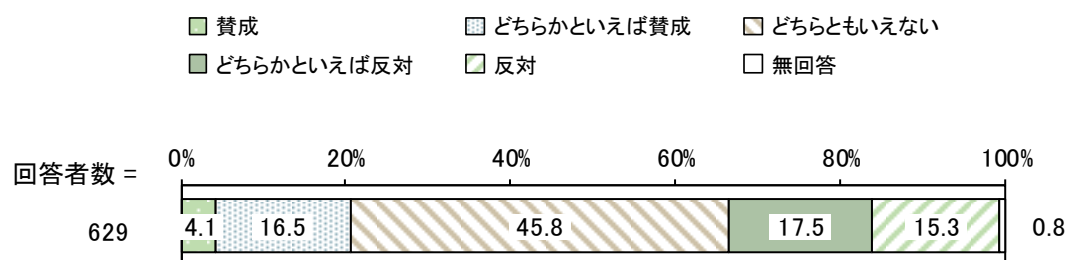
Ⅲ. 法律や制度上

性別でみると、男性に比べ、女性で「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が 12.9 ポイント高くなっています。また、女性に比べ、男性で「平等である」の割合が 19.6 ポイント高くなっています。



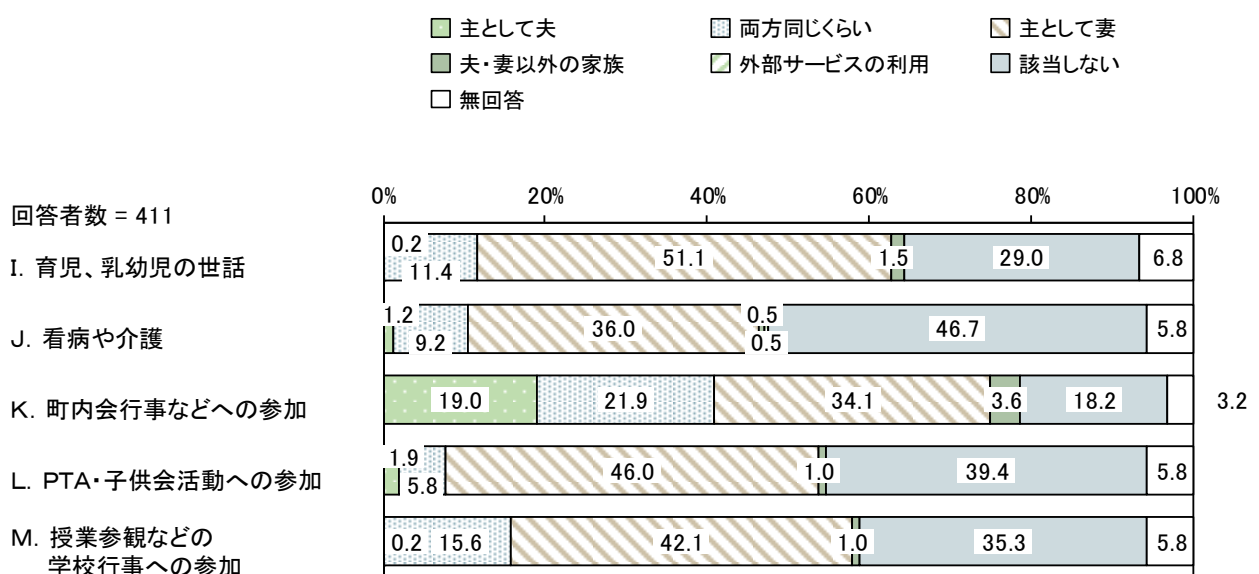
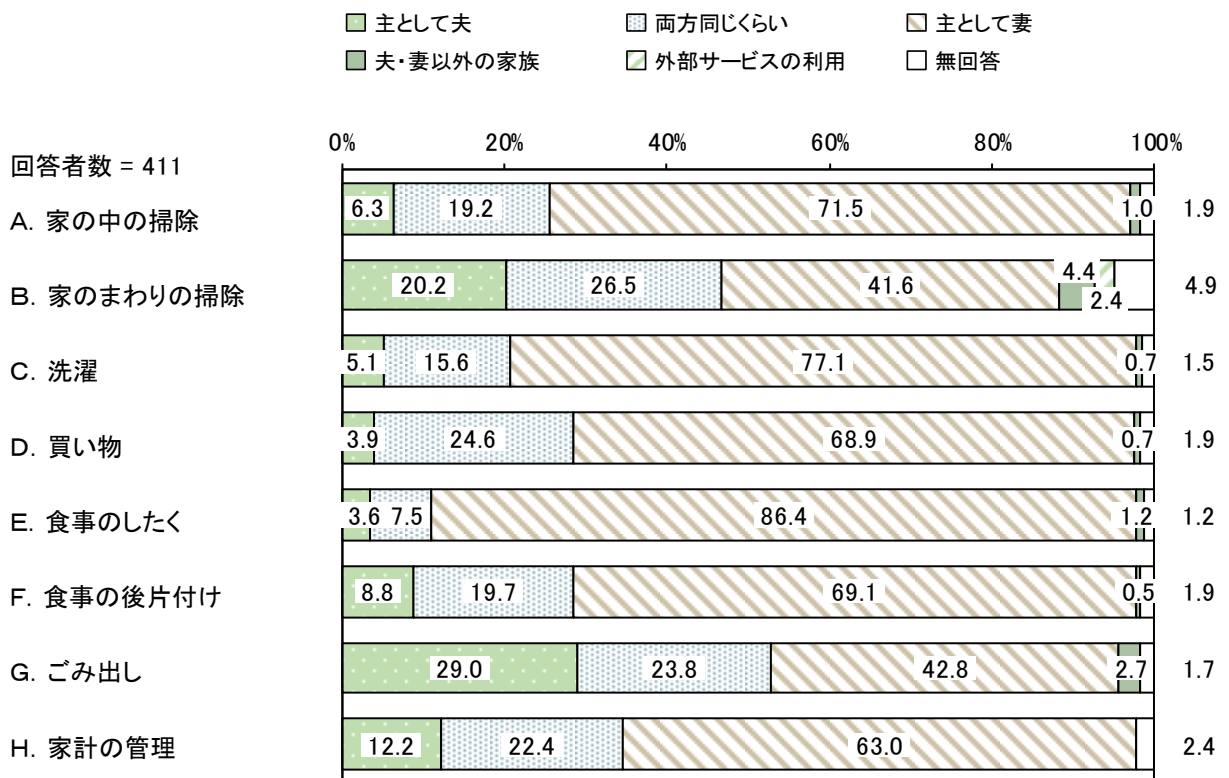
② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた“賛成”の割合が20.6%、「どちらともいえない」の割合が45.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた“反対”の割合が32.8%となっています。



③ 日常的な家庭・仕事などの役割分担について

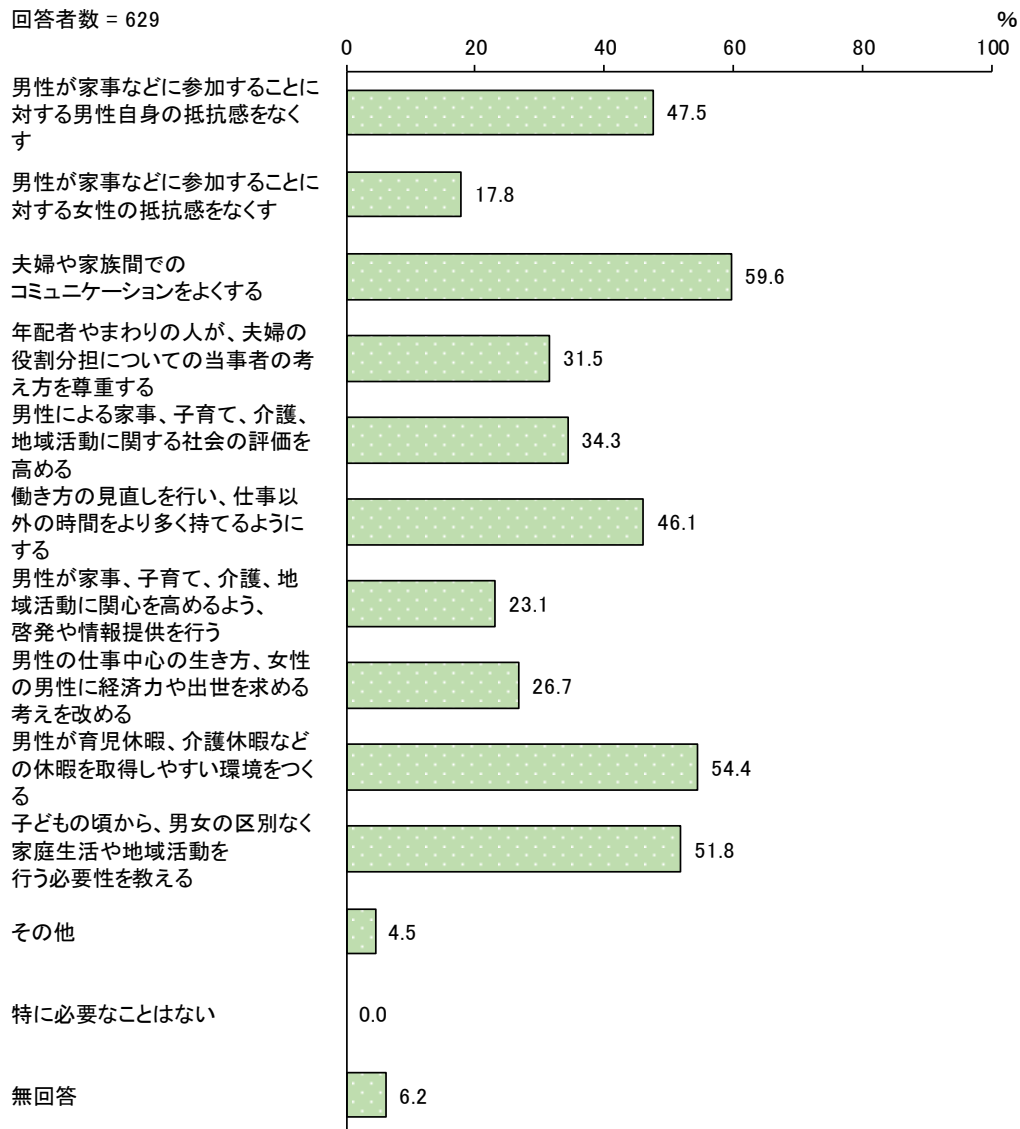
『B. 家のまわりの掃除』『G. ごみ出し』『K. 町内会行事などへの参加』で、「主として夫」の割合が高くなっています。また、『E. 食事のしたく』で「主として妻」の割合が高くなっています。



④ 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて

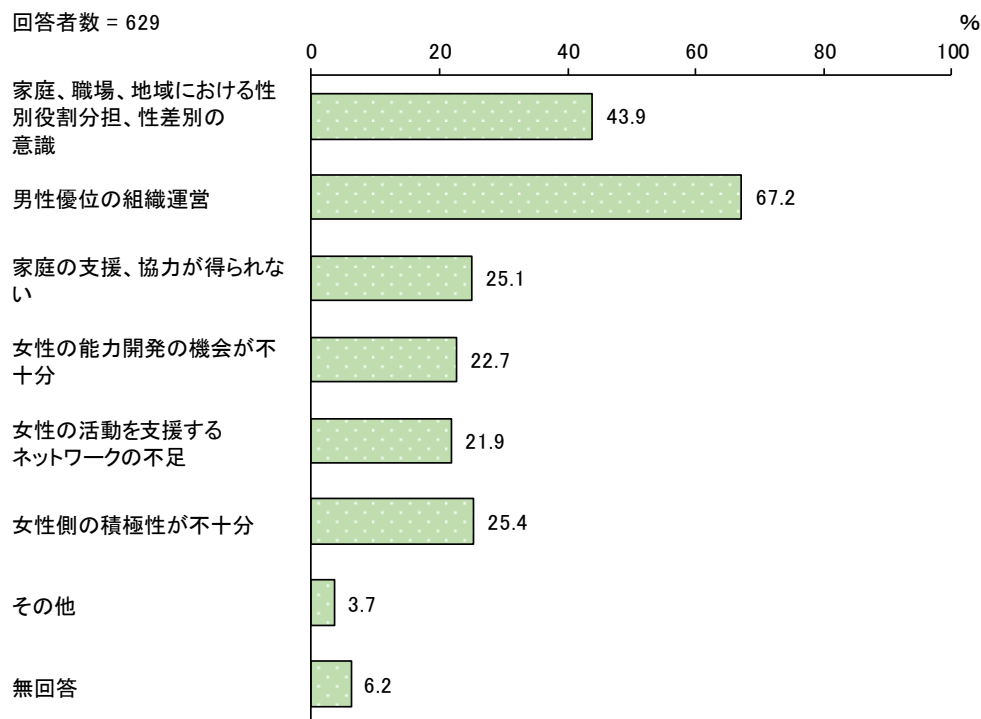
「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくする」の割合が59.6%と最も高く、次いで「男性が育児休暇、介護休暇などの休暇を取得しやすい環境をつくる」の割合が54.4%、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」の割合が51.8%となっています。

回答者数 = 629



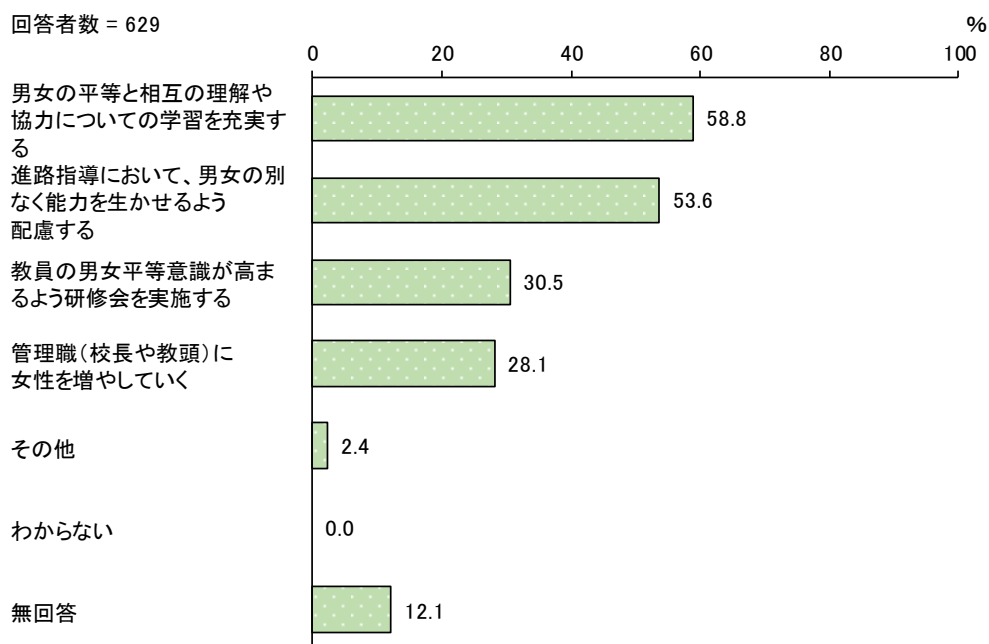
⑤ 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が進んでいない理由

「男性優位の組織運営」の割合が67.2%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」の割合が43.9%、「女性側の積極性が不十分」の割合が25.4%となっています。



⑥ 男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要か
について

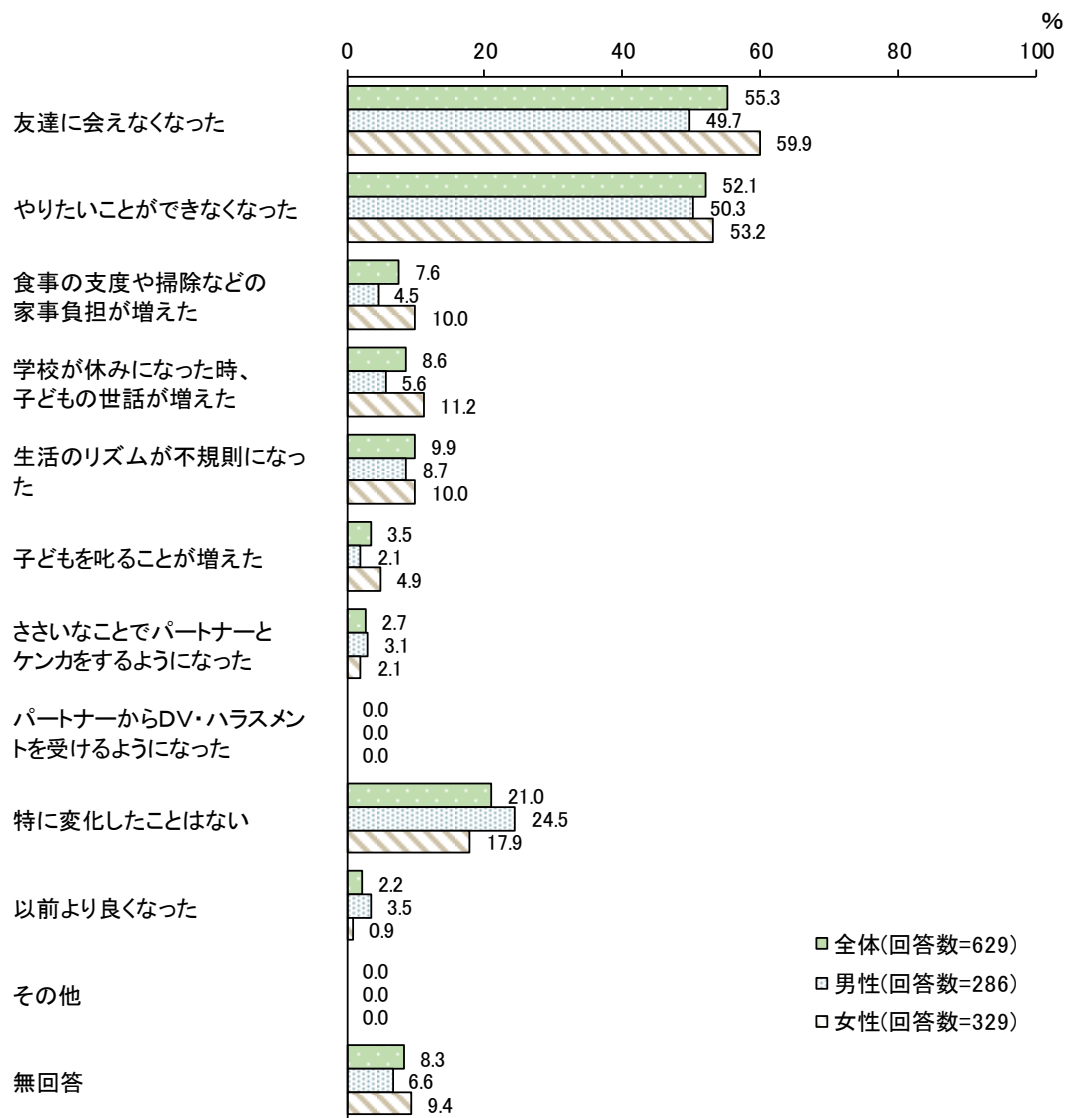
「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。



⑦ 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、生活や行動に変化があったことについて

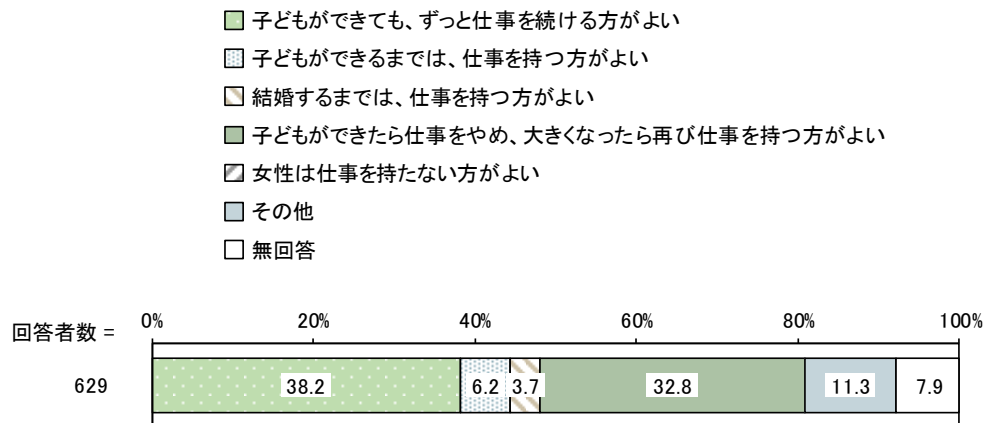
「友達に会えなくなった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やりたいことができなくなった」の割合が52.1%、「特に変化したことはない」の割合が21.0%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「特に変化したことはない」の割合が、男性に比べ、女性で「友達に会えなくなった」「食事の支度や掃除などの家事負担が増えた」「学校が休みになった時、子どもの世が増えた」の割合が高くなっています。



⑧ 女性が仕事を持つことについて

「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が38.2%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が32.8%となっています。

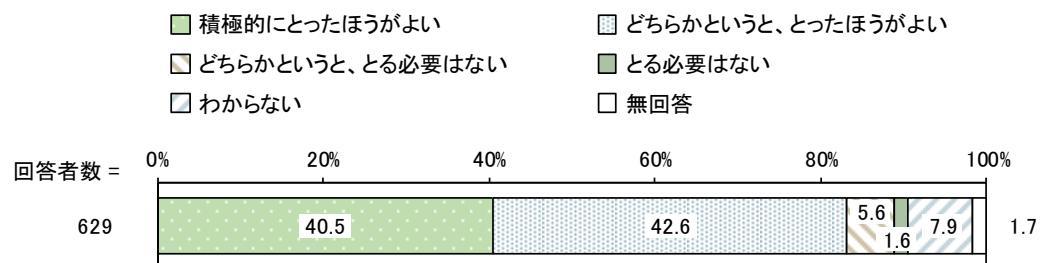


⑨ 男性が育児や介護で休みをとることについて

「どちらかという、とったほうがよい」の割合が42.6%と最も高く、次いで「積極的にとったほうがよい」の割合が40.5%となっています。

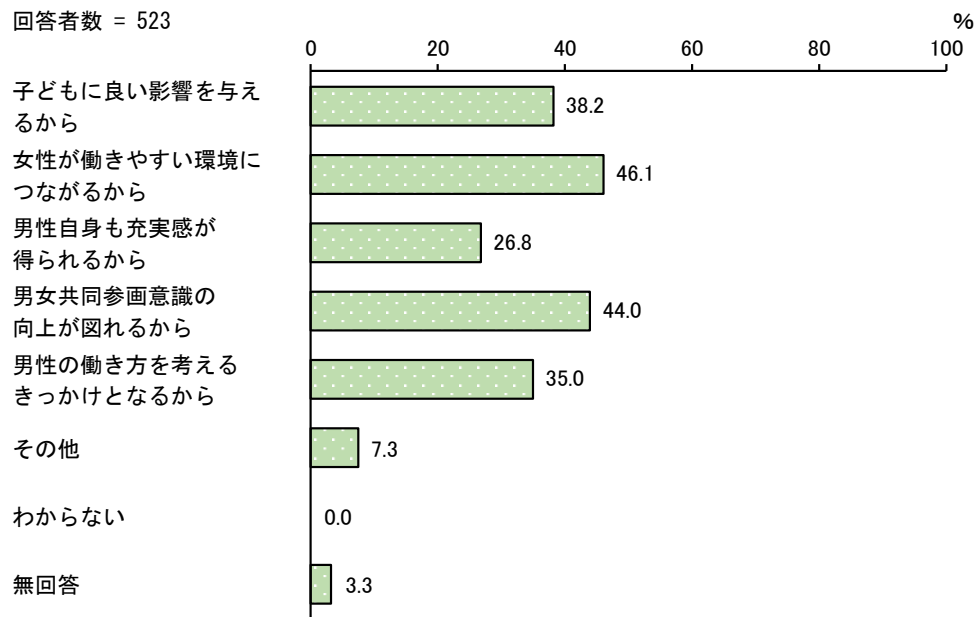
とったほうがよいと思う理由については、「女性が働きやすい環境につながるから」の割合が46.1%と最も高く、次いで「男女共同参画意識の向上が図れるから」の割合が44.0%、「子どもに良い影響を与えるから」の割合が38.2%となっています。

男性が育児や介護で休みをとることについて



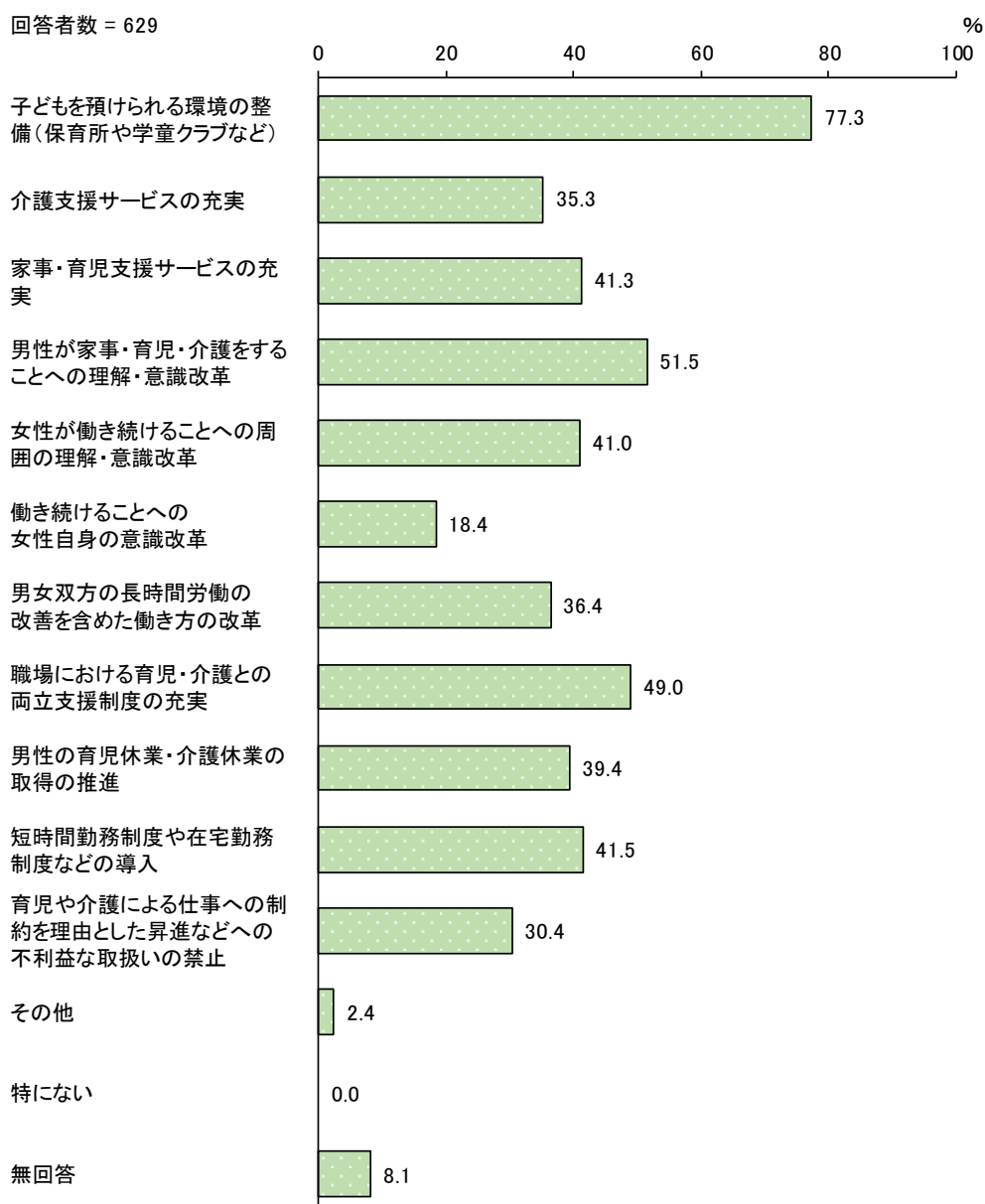
とったほうがよいと思う理由

回答者数 = 523



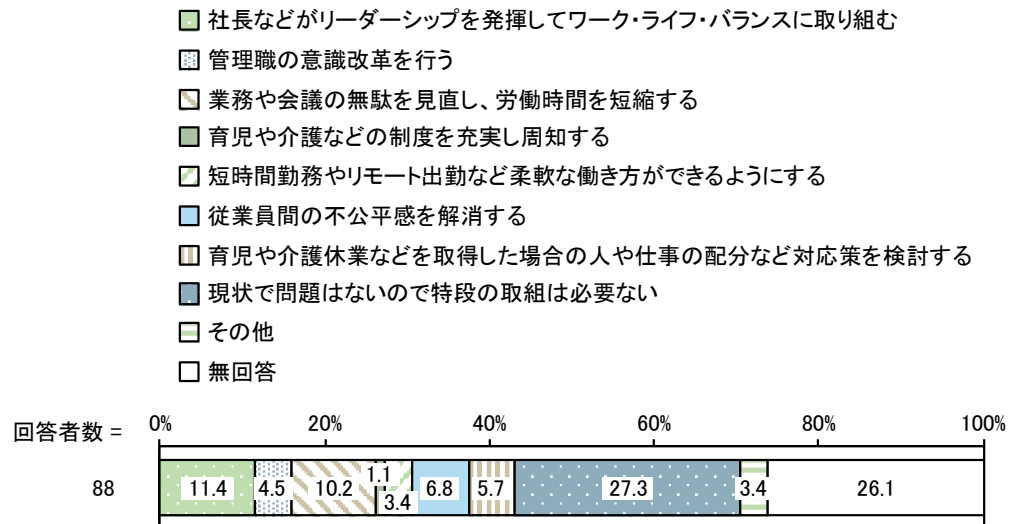
⑩ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについて

「子どもを預けられる環境の整備（保育所や学童クラブなど）」の割合が77.3%と最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護をすることへの理解・意識改革」の割合が51.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が49.0%となっています。



⑪ ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、どのような取組が必要かについて（事業所）

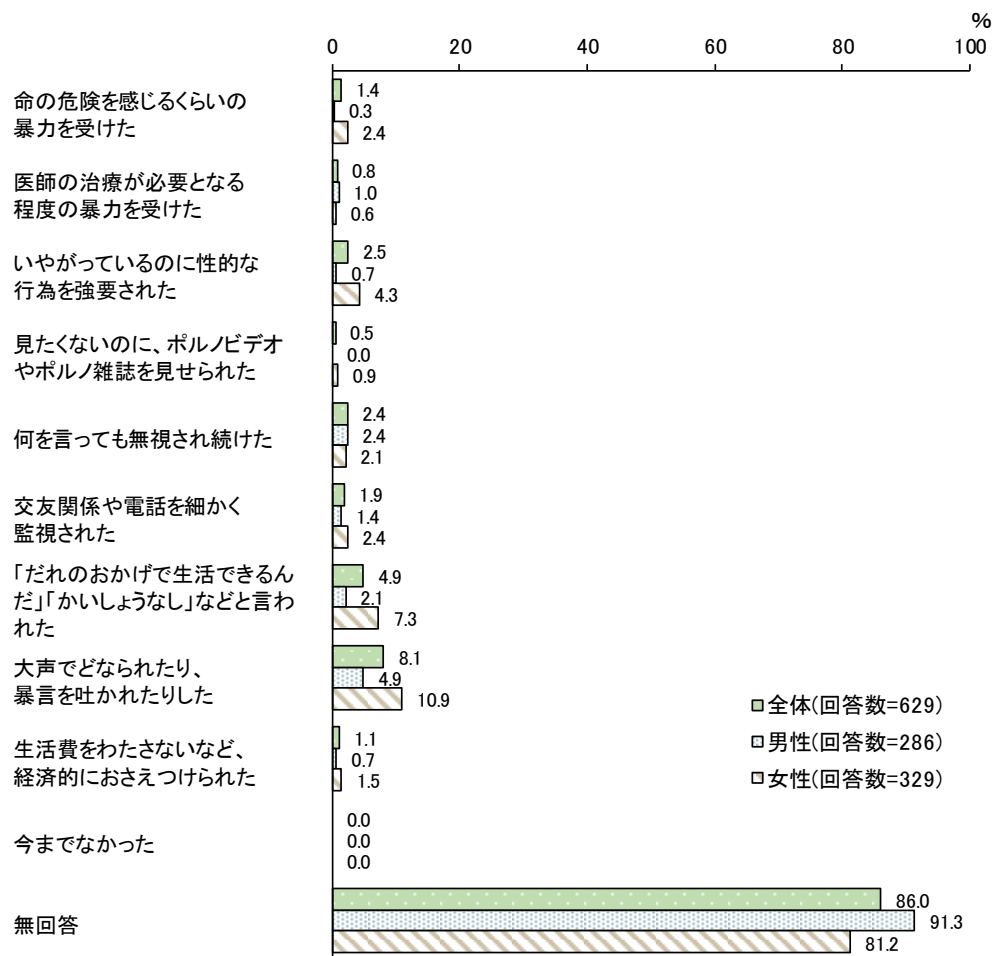
「現状で問題はないので特段の取組は必要ない」の割合が27.3%と最も高く、次いで「社長などがリーダーシップを発揮してワーク・ライフ・バランスに取り組む」の割合が11.4%、「業務や会議の無駄を見直し、労働時間を短縮する」の割合が10.2%となっています。



⑫ 配偶者や交際相手からのDV被害について

「無回答」の割合が86.0%と最も高く、次いで「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%、「だれのおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言われた」の割合が4.9%となっています。

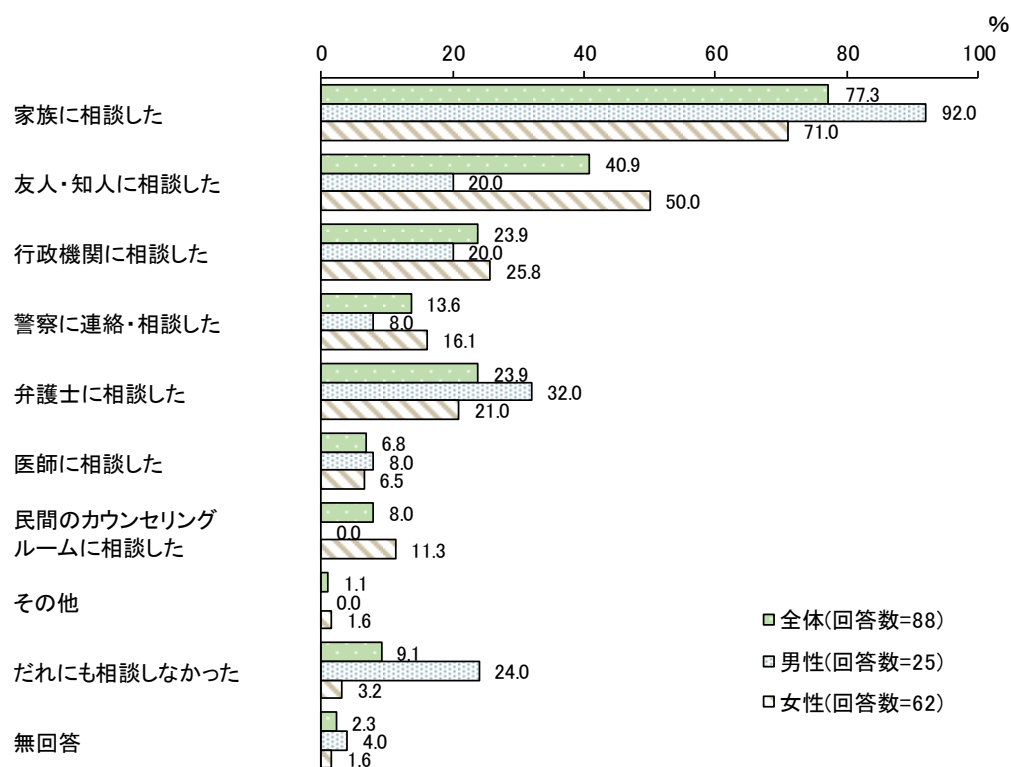
性別でみると、男性に比べ、女性で「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」「だれのおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言われた」の割合が高くなっています。



⑬ 配偶者や交際相手からの何らかの被害にあった時の対処について

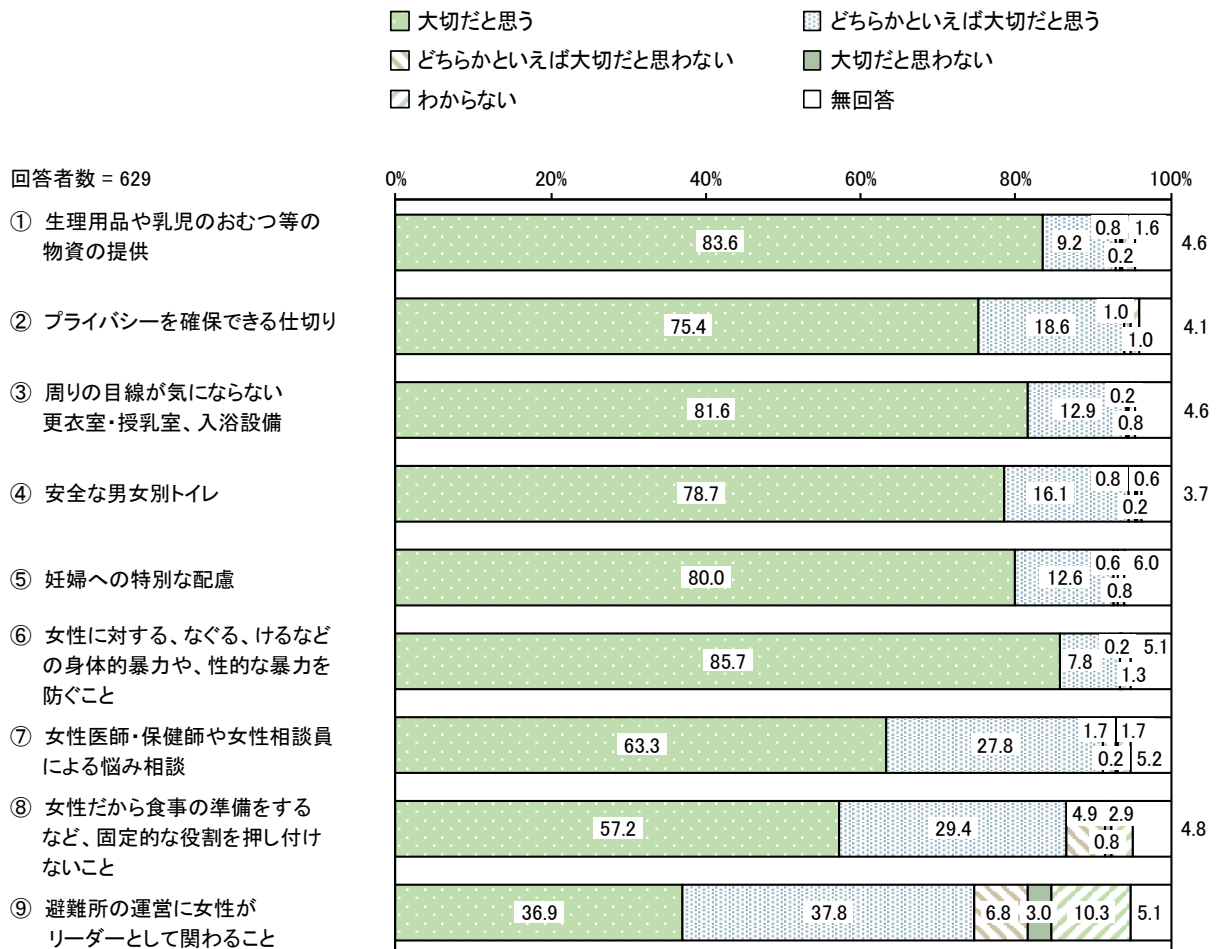
「家族に相談した」の割合が77.3%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」の割合が40.9%、「行政機関に相談した」、「弁護士に相談した」の割合が23.9%となっています。

性別でみると、女性に比べ、男性で「家族に相談した」「弁護士に相談した」「だれにも相談しなかった」の割合が、男性に比べ、女性で「友人・知人に相談した」「警察に連絡・相談した」の割合が高くなっています。



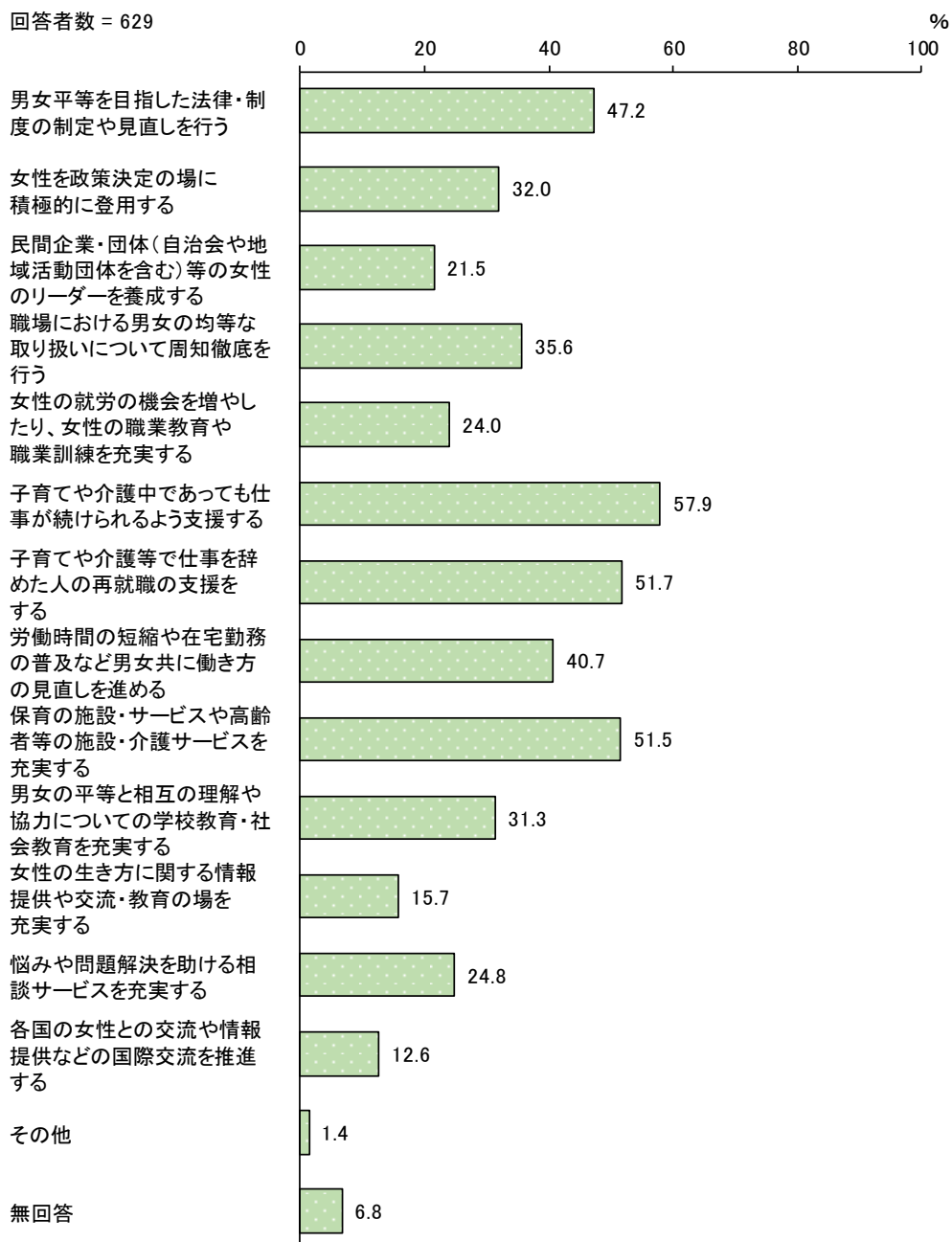
⑭ 災害時の避難所運営や避難所における女性への配慮について

『⑨ 避難所の運営に女性がリーダーとして関わること』で「大切だと思う」と「どちらかといえば大切だと思う」を合わせた“大切だと思う”の割合が低くなっています。



⑮ 男女共同参画社会の実現のために行政（国・県・町）が力を入れていくべき取組について

「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の割合が57.9%と最も高く、次いで「子育てや介護等で仕事を辞めた人の再就職の支援をする」の割合が51.7%、「保育の施設・サービスや高齢者等の施設・介護サービスを充実する」の割合が51.5%となっています。



3 第2次とよやまレインボープランの取組内容

関係各課のヒアリングを通じて、現計画の取組内容を整理しました。

「重点目標Ⅰ すべての人が暮らしやすいまちづくり」について

第2次計画 の方向性	基本的施策1 男女共同参画の理解の促進 基本的施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進 基本的施策3 様々な困難を抱える人々への支援 基本的施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画
主に 取り組んで きたこと	基本的施策1 男女共同参画の理解の促進 - 男女共同参画の啓発の機会として、第2次レインボープラン開始の平成24年度から「レインボースクール」を毎年開催してきた。男女共同参画推進の効果的な啓発につなげるため、社会の情勢を踏まえたテーマ設定とし、幅広い層の町民が参加できるよう休日の午前中などに実施した。 基本的施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進 - 職員の育児休業・介護休業の取得推進のため、制度の一覧表を作成し、説明会や庁内掲示板等で案内をしている。職場の繁忙期には、休暇・休業制度を利用したい旨を自ら申し出ることが難しいため、上司側からの呼びかけが必要である。 - 毎年2回土曜日に妊婦とその夫を対象とした講座をニューファミリー教室として開催し、夫婦で行う育児に関する講演会を行うことで、男性の育児参画への支援を行っている。 - あかちゃん広場では、乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行うことで、育児への積極的参加を促す支援を行うことができています。 基本的施策3 様々な困難を抱える人々への支援 - 障がいを持つ未就学児童等と保護者に対して、療育支援を実施している。現在、母子通園施設は週1～2回の受入れを基本としている。より一人ひとりの成長に合わせた療育について検討する必要がある。施設名称については、「親子通園施設」など、性別等にとらわれない名称を軸に検討する。 - 福祉作業所の補助を継続的に実施してきた。社会福祉協議会と協議しながら福祉作業所の形態の見直しを検討している。 - ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健全育成と福祉の増進を図るため、国の児童扶養手当、愛知県遺児手当に加え、町子ども福祉手当を支給している。 基本的施策4 政策・方針決定過程における男女共同参画 - 女性職員の管理職は、令和3年度3名、令和2年度3名、令和元年度4名と、3～4名程度となっている。管理職となりうる世代において、女性職員が少ないことが要因である。 - 本町の審議会などへの女性委員の登用率は、令和2年4月1日現在で39.5%であり、愛知県下54市町村で尾張旭市に次ぎ2番目の高さとなっていた。令和3年4月1日現在では36.4%であり、第4次総合計画で掲げる目標40.0%には達していないものの、県内でも高い水準を維持している。

「重点目標Ⅱ 健康で笑顔あふれるまちづくり」について

第2次計画 の方向性	基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進 基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶 基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援 基本的施策9 豊かな生活空間の構築
主に 取り組んで きたこと	基本的施策5 家庭・学校における男女共同参画の推進 ・平成29年度から福祉課窓口に子育て支援員を配置し、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施している。児童センター・館や保育園、ファミリーサポートセンターなどにおいても子育てに関する相談に応じ、関連する機関とは緊密に連携をとって対応している。国の進める重層的支援事業の実施や、子ども家庭総合支援拠点の整備も踏まえて事業を進めていく必要がある。 ・多忙を極める学校現場において、教職員向けの研修の時間を取ることは非常に難しい。「生命の安全教育」や男性の育児休暇の取得等を始め、男女共同参画に対する理解は深まりつつある。また、児童生徒と向き合うための教員の働き方改革の視点からも、会議等の精選が行われている。 基本的施策6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ・広報等により、はぐみんカードを始め、子育て支援施策の周知に努めた。出生届に伴う児童手当等の手続きの際に、はぐみんカードの交付についても案内している。 ・年度当初の待機児童ゼロを維持している。また、一時的保育、長時間保育、特に青山保育園は早朝・夕方の30分延長保育の実施により保護者のニーズに対応した。今後の課題は、年度途中の3歳未満児の保育ニーズへの対応、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、老朽化した施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入などである。3歳未満児の保育受入態勢の強化、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、民間活力の活用も含めた老朽化施設対応、感染症のまん延防止も踏まえたオンラインによる手続きの導入について検討する。 ・地域の住民が互いに子育てを助け合うことにより、他の子育て支援施策では補うことのできないニーズに対応している。 ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業終了後に放課後児童クラブ（なかよし会）において、遊び及び生活の場を提供し、健全育成を図っている。需要に応じて定員を拡大して対応している。今後の課題は、待機児童ゼロの維持と、学校敷地内における預かりやプログラムの充実を、放課後子ども教室と連携しながら検討していく必要がある。 基本的施策7 女性や子どもに対する暴力の根絶 ・児童の虐待通報を受け、関係機関と連携して迅速に対応している。また、定期的に要保護児童対策地域協議会（代表者会議・実務者会議）を開催することで、要保護児童に関する情報・意見交換を実施している。今後の課題は、子ども家庭総合支援拠点を設置して県との効果的な役割分担・連携のもと、虐待などの通報に的確に対応していくことである。 基本的施策8 生涯を通じた健康づくりの支援 ・健康・福祉フェスティバルの実施を通して、健康や健康福祉について学ぶ機会の提供を行うことができています。フェスティバルの開催方法、ボランティアの減少や活動している人たちの高齢化が課題となっている。健康への関心が低い方など、新たな層への働きかけを行っていく必要がある。 基本的施策9 豊かな生活空間の構築 ・町内のバス路線について、青山地区からのエアポートウォーク名古屋へのアクセス強化や小牧市、北名古屋市コミュニティーバスの町内乗り入れなど、ニーズに合わせてタウンバスのルート見直しを実施してきた。

「重点目標Ⅲ 地域の交流・絆を深めるまちづくり」について

第2次計画 の方向性	基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進 基本的施策 11 地域の事業所との連携 基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進
主に 取り組んで きたこと	基本的施策 10 地域活動における男女共同参画の推進 ・転入者に対して、住民課窓口で自治会加入に関するチラシを配布し、加入促進を図った。また、同意を得た転入者については、地区委員に対して、転入情報を提供した。自治会の加入率は平成 27 年度の 58.3% から令和 2 年度には 46.8% まで低下している。自治会加入率の低下や町民の地域協働意識の低下に伴い、役員の成り手不足や役員の高齢化等の問題が生じている。引き続き、転入者等に対して、加入促進に向けた取組を推進していく。また、講演会の開催等を通じて、自治会活動の必要性について行政側から積極的にPRしていく。 基本的施策 11 地域の事業所との連携 ・商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行っているほか、町広報でも積極的に啓発を行っている。引き続き商工会に対し、各関係機関からの雇用に関する法令・制度について情報共有を行い、町内事業所への周知を図る。 基本的施策 12 協働によるまちづくりの推進 ・年 3 回、地区委員会を開催し、地区委員から自治会活動に関する意見聴取を行った。また、平成 30 年度には、各地区を対象とした自治会に関するアンケート調査を実施した。アンケート結果については、各地区に情報提供するとともに、ホームページに掲載した。他地区の取組事例等を情報提供することで、地域活動の活性化を図った。警察署や消防署等と連携しながら、地区委員会等の機会を通じて、地域における犯罪・火災状況等についての情報提供を行っていく。 ・町民討議会議は、第 4 次総合計画における協働のまちづくりの重点目標の達成を目的として平成 23 年度から開始し、以後毎年実施している。平成 27 年度に町民討議会議を契機に発足したまちづくりサポーターは、平成 28 年度にNPO法人化した。平成 29 年度以降はまちサポに町民討議会議の運営を委託しており、年齢性別を問わずだれもが議論しやすいような討議会議のプログラムづくりに努めている。

「重点目標Ⅳ 計画の推進」について

第2次計画 の方向性	基本的施策 13 推進体制の整備・充実
主に 取り組んで きたこと	基本的施策 13 推進体制の整備・充実 ・関係部署の情報交換および意識啓発の場として、第2次レインボープラン開始の平成 24 年度からレインボー・ネットワーク会議を毎年開催してきた。当年度の取組の振り返りと、次年度に向けての課題、部署間で連携できる取組の確認などを議題に開催してきた。 ・県が主催する市町村男女共同参画行政担当者会議や、市町村ゼミナールの男女共同参画に関する講座などに出席し、情報収集をした。 ・男女共同参画の視点からの職員研修を年 1 回実施した。

1 基本理念

本町では、豊山町第5次総合計画において、まちの将来像を『一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ』と定め、都市の利便さを備えつつ、大きな空が広がり緑も残る穏やかな環境のもと、住民・事業者・行政など本町に関わるすべての人がいきいきと活躍できるまちづくりを進めています。

その将来像の実現に向けて、「住民と行政がともに考え、ともにつくる信頼のまち」をひとつの分野別まちづくり目標として、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画できる社会づくりを進めています。

その中で、本町の男女共同参画においては、性別、年齢、性的指向、性自認など多様性を認め合い、誰もが希望をもって挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、本計画の基本理念を『お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現』と定めます。

基本理念

**お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる
一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現**



2 重点目標

基本理念の実現にあたり、次の4つを重点的な目標として策定します。

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、住民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、誰もが希望をもって挑戦、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭、職場、学校において男女共同参画意識の向上が図れるように啓発活動を行っていきます。

重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

SDGsの目標にも掲げられているジェンダーの平等の実現に向けて、ジェンダーによる差別や暴力、有害な慣行は撤廃・排除されなければならない、家事や育児などの無報酬労働の認識や分担、意思決定への女性の参画がなされなければ、政治的あるいは経済的な平等は提供されません。

そのため、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女に関わらず、人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる取組を支援します。

また、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。

重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス（DV）等に対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、様々な困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、災害時においては、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めていきます。

重点目標Ⅳ 計画の推進

男女共同参画のための施策は、多岐にわたっています。その施策を実効性のあるものにしていくためには、あらゆる主体による幅広い施策や取組が必要です。そのため、本町だけでなく国・愛知県と住民・NPO・地域団体等が連携・協働して、各々の施策や取組を進めていくことが重要です。

本町では、庁内関係課との連携を強化し、各種施策に男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、研修などを通じて職員への意識啓発に努めています。



3 プランの体系

〔 基本理念 〕

〔 重点目標 〕

〔 基本的施策 〕

お互いに尊重し合い 個性と能力を発揮できる 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

I 男女共同参画社会
の実現に向けた意
識啓発の促進

(1) 男女共同参画の理解と促進

(2) 子どもにとっての男女共同
参画の推進

II あらゆる分野にお
ける男女共同参画
の推進
【女性活躍推進計画】

(1) 政策・方針決定過程における
男女共同参画

(2) 地域活動における男女共同
参画の推進

(3) 協働によるまちづくりの推進

(4) 地域の事業所との連携

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・
ライフ・バランス）の推進

III 誰もが安心して暮
らせる社会づくり

(1) 人権や多様性への尊重と様々
な人々への支援

(2) 生涯を通じた健康づくりの
支援

(3) あらゆる暴力の根絶と支援
体制の充実

IV 計画の推進

(1) 推進体制の整備・充実



施策の展開

重点目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の促進

【アンケート調査結果等の現状】

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、どのように思いますかについて、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた“賛成”の割合が20.6%、「どちらともいえない」の割合が45.8%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた“反対”の割合が32.8%となっています。
- 《従業員のうち、女性の管理職は何人おられますか》について、「1人」の割合が31.8%と最も高く、次いで「0人」の割合が28.4%、「2人」の割合が18.2%となっています。
- 『政治の場』『しきたりや習慣』『社会全体』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性の方が優遇されている”の割合が7割程と高くなっています。また、『学校教育の場』で「平等である」の割合が7割程と高くなっています。
- 《学校において男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要だと思いますか》について、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。
- 《新型コロナウイルス感染拡大の影響で、あなたの生活や行動に変化がありましたか》について、変化をしたと答えた方は約7割で、「友達に会えなくなった」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やりたいことができなくなった」の割合が52.1%となっています。

【課題】

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていく必要があります。
- 女性が政策・方針決定の場へ立候補したり、活動をしたりすることができる環境の整備や、政策・方針決定の場へ参画しようとする女性の交流の機会の積極的な提供、人材の育成等が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大は、より深刻な影響をもたらしており、制度の狭間の問題等を踏まえながら、様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせる包括的な支援体制の構築が必要です。

【基本的施策】

- (1) 男女共同参画の理解と促進
- (2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に“反対”の割合	32.8%	50.6%
2	「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合	17.3%	39.8%

(1) 男女共同参画の理解と促進

誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、自己肯定感を持ち、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、職場などの場を通して、子どもの頃から人権尊重や男女の相互理解と協力について学び、男女共同参画の意義に対する理解を深めることが重要です。

また、個人や集団の間に存在している様々な違いや、多様な価値観を認め合うダイバーシティへの理解を促進し、社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

① 男女共同参画に関する広報啓発・情報提供

事業	取組の内容	担当課
広報とよやまなどによる啓発活動・情報提供	広報とよやま・ホームページ・CATVを中心に広報・啓発活動を行います。	企画課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画課
インターネットなどによる情報収集	インターネットや情報誌を活用し、国や県、自治体などが発信する情報を収集し、地域に提供します。	企画課

② 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業	取組の内容	担当課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画課
生涯学習講座の開催	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフステージにあった学習機会を提供します。	生涯学習課

(2) 子どもにとっての男女共同参画の推進

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ意識を育てるための家庭教育、子育て学習等の機会の充実に努めます。

子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。

男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切に生涯学習の充実に努めます。

① 家庭教育の支援

事業	取組の内容	担当課
レインボー・スクールの開催	男女共同参画講座レインボー・スクールの開催を通じて、男女共同参画に関する意識を効果的に啓発します。	企画課
家庭教育講演会の開催	家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催します。	生涯学習課
あかちゃん広場・乳幼児学級の開催	乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行います。育児仲間づくりの支援や相談しやすい環境づくりに努めます。	保健センター 生涯学習課
ニューファミリー教室の開催	妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行うとともに仲間づくりの支援を行います。	保健センター
家庭児童相談の実施	愛知県福祉事務所より家庭児童相談員の派遣を受け、家庭児童相談を実施します。	子ども応援課
家庭教育相談の実施	育児相談など子育てや家庭教育について悩みを持つ親が気軽に相談できる体制を充実させ、子育てや家庭教育に関する環境づくりを進めます。	生涯学習課
わくわくくらぶの開催	子どもの居場所づくりとして、地域のボランティア指導者の協力のもと、子どもたちの様々な活動を支援します。子どもに限らず、その保護者なども参加できる多世代型として家族及び多世代でのふれあいの場となるよう推進します。	生涯学習課
おはなし会・読書会の開催	地域サークルの読み聞かせグループが、児童館や小学校に定期的に訪問し、紙芝居や人形劇、絵本の読み聞かせを行うことを通して読書の必要性を啓発します。	生涯学習課
子育て相談の実施	福祉課窓口、児童センター・児童館や保育園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施します。	子ども応援課

② 学校教育における男女共同参画の推進

事業	取組の内容	担当課
人権教育・男女共同参画教育・性教育の実施	低学年も含めた児童や生徒に対して、個性を尊重し、能力を引き出し伸ばすだけではなく、互いの人権を尊重する教育を推進するとともに、男女の性の違いやDVについてなど、成長に応じた教育を行います。	学校教育課
職場体験の実施	性別に関わらず、等しく職場体験をすることを通じ、職業における男女共同参画の意識を育てます。	学校教育課
制服の見直し	制服を見直し、生徒の服装の選択肢を広げることで、個性の尊重と多様性への理解促進を図ります。	学校教育課

町民・地域の役割



町民の役割

- 広報紙やホームページなどの行政情報に関心を持ちましょう。
- 男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- 日ごろから、家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会を持ちましょう。
- 性別によって役割を固定する考え方はやめましょう。



地域の役割

- 自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。



重点目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

【女性活躍推進計画】

【アンケート調査結果等の現状】

- 《女性が仕事を持つことについてどう思いますか》について、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が38.2%と最も高く、次いで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」の割合が32.8%となっています。
- 《あなたは、女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか》について、「子どもを預けられる環境の整備（保育所や学童クラブなど）」の割合が77.3%と最も高く、次いで「男性が家事・育児・介護をすることへの理解・意識改革」の割合が51.5%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が49.0%となっています。
- 《男性が育児や介護で休みをとることについて、どのように思えますか》について、「どちらかという、とったほうがよい」の割合が42.6%と最も高く、次いで「積極的にとったほうがよい」の割合が40.5%となっています。また、「積極的にとったほうがよい」、「どちらかという、とったほうがよい」と回答した方にそう思われる理由を聞いたところ、「女性が働きやすい環境につながるから」の割合が46.1%と最も高く、次いで「男女共同参画意識の向上が図れるから」の割合が44.0%、「子どもに良い影響を与えるから」の割合が38.2%となっています。
- 《今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思えますか》について「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくする」の割合が59.6%と最も高く、次いで「男性が育児休暇、介護休暇などの休暇を取得しやすい環境をつくる」の割合が54.4%、「子どもの頃から、男女の区別なく家庭生活や地域活動を行う必要性を教える」の割合が51.8%となっています。

【課題】

- 女性が仕事を持つことについて、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方がよい」が約4割、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が約3割となっています。女性のキャリア形成を支援することや、継続就労に役立つ子育て支援施策や働く上で必要な労働法等の情報提供を行うことはとても重要です。
- ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境づくりや長時間労働の削減、生産性の向上を推進する取組が必要です。
- 男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることが必要です。

【基本的施策】

- (1) 政策・方針決定過程における男女共同参画
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 協働によるまちづくりの推進
- (4) 地域の事業所との連携
- (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	町の審議会等委員に占める女性の割合	36.4%	50.0%
2	町役場の女性の管理職（課長以上）の割合	26.3%	35.2%
3	保育所待機児童数	0人	0人
4	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人
5	女性（25～44歳）の労働力率	73.9% (平成27年国勢調査)	78.8%

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、町が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、町の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組めます。

① 町の審議会等委員への女性の登用推進

事業	取組の内容	担当課
審議会などへの女性委員の登用	審議会などへの女性委員の登用率を今後も高い水準で維持できるよう努めます。また、年齢性別を問わず幅広い人材が審議会委員として町政に参画できるよう各担当部署へ啓発します。	企画課

② 町の管理職などへの女性の登用推進

事業	取組の内容	担当課
管理職などへの女性職員の登用	管理職への登用は、性別を問わず能力によるものとし、管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進します。	総務課

③ 女性の人材育成・能力開発

事業	取組の内容	担当課
県などの研修会への参加	県研修センターが実施する、女性職員キャリアアップ研修等への参加を促進します。	総務課

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

自治会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

① 地域におけるリーダーの育成

事業	取組の内容	担当課
コミュニティ参加啓発事業・地域委員の立ち上げ	地域におけるリーダーを育成するため、コミュニティ活動に対する支援を行います。	企画課
町民討議会議の開催	幅広い年代から新たなまちづくりの担い手を発掘するため、町民討議会議を開催します。	企画課
生涯学習ボランティアの養成	新たな指導者や指導補助者として活躍できるよう、指導者、指導補助者、運営に携わる人など生涯学習ボランティアに関わる人材の発掘・養成・活用を図ります。	生涯学習課

② 地域における男女共同参画の取組への支援

事業	取組の内容	担当課
女性行政施策の促進を図る団体やグループへの補助・支援	男女共同参画の意識を定着させるため、男女共同参画社会の実現をめざして積極的に活動している団体やグループに対し、補助や支援を行います。	企画課



③ 高齢者の地域活動への参画支援

事業	取組の内容	担当課
高齢者の社会参画を推進する団体への補助・支援	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、地域活動や就労機会の提供を行う団体に対し、補助や支援を行います。	福祉課 保険課
コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点充実事業	高齢者が地域に関わるきっかけをつくるため、コミュニティ活動やボランティア活動に対して、支援・協力を行います。	企画課
ボランティア活動の充実と連携の強化	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、ボランティア活動の機会の提供を行います。	福祉課 地域包括支援センター
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	福祉課 地域包括支援センター



(3) 協働によるまちづくりの推進

女性と男性のニーズの違いや、性的指向・性自認に配慮した避難所運営や避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに、自主防災組織や消防団員等の防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策に取り組めます。また復興対策において、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めます。

また、地域におけるリーダーの育成のためのコミュニティ支援や官学が連携した協働のまちづくりを推進していきます。

① 大学、企業、NPO、地域団体などとの連携・協働の推進

事業	取組の内容	担当課
コミュニティ参加啓発事業・コミュニティ拠点充実事業・地域と行政をつなぐ職員の育成	コミュニティの活性化を図るため、町民や企業、団体が一緒になり活動する場を設けます。	企画課
町民討議会議の開催	幅広い年代から新たなまちづくりの担い手を発掘するため、町民討議会議を開催します。	企画課
官学連携の推進	協働のまちづくり指針に基づき、大学・企業・NPO・地域団体などと連携を図り、積極的に情報交換を行います。	企画課
関係団体・機関との連携による講座の開設	生涯学習団体や大学などとの連携を図り、新たな講座の開催を推進します。	生涯学習課

② 防災活動における女性の参画の推進

事業	取組の内容	担当課
消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性参画の推進	被災時には、男女の身体的・生理的な違いにより、男女双方の視点からの配慮が必要であるため、消防団や自主防災組織、赤十字奉仕団への女性の積極的な参画を推進します。	防災安全課

③ 男女共同参画の視点による防災対策の促進

事業	取組の内容	担当課
避難所運営における女性の参画の推進	男女のニーズの違い、男女双方の視点に配慮するよう努めます。特に、女性専用の洗濯物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性や子育て家庭に配慮した避難所の運営に努めます。	防災安全課
男女共同参画の視点による防災訓練の実施	男女共同参画の視点による防災訓練を実施し、防災対策に生かします。	防災安全課

(4) 地域の事業所との連携

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別に関わりなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

① 商工会・地域の事業者との連携と啓発

事業	取組の内容	担当課
地域の事業者への啓発	町ホームページを活用し、町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するなど、積極的に広報・啓発を行います。	企画課
商工会との連携	男女間格差の是正や女性の雇用促進により、地域活力の向上を図るため、商工会と連携していきます。	まちづくり推進課

② 非正規労働者や女性の雇用環境の整備・就業支援

事業	取組の内容	担当課
雇用環境の整備・就業支援	町や商工会のホームページを活用し、事業者に対し、非正規労働者等の雇用管理の改善と均等待遇を図るため、情報提供と啓発を行います。	まちづくり推進課

③ 女性の再就職・再雇用の支援

事業	取組の内容	担当課
再就職・再雇用の支援	商工会やハローワークと連携し、女性のためのセミナー開催や相談窓口を紹介します。	まちづくり推進課

④ 女性の職業能力開発・向上のための支援

事業	取組の内容	担当課
職業訓練制度の活用	ハローワークや独立行政法人中部職業能力開発促進センター（ポリテクセンター中部）が実施する女性のための職業訓練制度を活用していきます。	まちづくり推進課

⑤ テレワーク等の多様な働き方の推進

事業	取組の内容	担当課
多様な働き方の推進	働きやすい職場づくりのため、育児・介護を始め、多様な働き方を選択できる制度を導入します。	総務課
テレワークの推進	町内の事業所に対して、あいちテレワークサポートや各種助成金制度を周知し、テレワークの推進を図ります。	まちづくり推進課

(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知するとともに、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

① 職場における仕事と家庭の両立支援の促進

事業	取組の内容	担当課
育児休業・介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、事業所に対して男性の育児休業や介護休業の取得を促します。	企画課
はぐみんカードの利用促進	町内事業所に対して、啓発活動を進め、子育て家庭を応援するはぐみんカードへの参加協力を求めます。	子ども応援課

② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

事業	取組の内容	担当課
保育園運営事業	多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時的保育や長時間保育を始めとする保育サービスを実施します。	子ども応援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の住民が互いに子育てを助けあう、ファミリー・サポート・センター事業を推進し、地域全体で子育てをするという意識を醸成します。	子ども応援課
子育て相談の実施	福祉課窓口、児童センター・児童館や保育園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、子育て支援に関する情報の集約・提供、相談・助言等を実施します。	子ども応援課
保育特別対策事業	年度当初の待機児童ゼロを維持していきます。年度途中の3歳未満児の保育ニーズへの対応、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実、老朽化した施設対応、オンラインによる手続きの導入などを検討していきます。	子ども応援課
放課後児童の居場所づくり	放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的・効率的な運用を図り、放課後児童の居場所づくりを推進します。	子ども応援課

③ 介護支援の充実

事業	取組の内容	担当課
介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、介護休業の取得を推進します。庁内においては、家族の介護を行う職員が生じた場合、所属長から休暇・休業制度の案内を行います。	総務課
家族介護者に対する相談窓口の普及・啓発	要介護高齢者を介護する家族からの相談に積極的に応じ、各種支援を行います。	保険課 地域包括支援センター

④ 男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進

事業	取組の内容	担当課
商工会との連携	愛知県やハローワークから非正規労働者や女性の雇用安定に関する情報が入り次第、商工会に対し、情報共有を図ります。	まちづくり推進課
育児休業・介護休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、男性の育児休業や介護休業の取得を推進します。	総務課

⑤ 男性の育児参画の支援

事業	取組の内容	担当課
家庭教育講演会の開催	家庭教育に対する関心や意識を高めるため、育児や生活をテーマにした講演会や教室を開催し、男性の参加を促します。	生涯学習課
あかちゃん広場・乳幼児学級の開催	乳児とその保護者を対象に子育てに関する講演を行います。育児仲間づくりの支援や相談しやすい環境づくりに努めます。	子ども応援課 保健センター 生涯学習課
ニューファミリー教室の開催	妊娠・出産に関する知識の普及啓発を行うとともに仲間づくりの支援を行います。	保健センター
男性の家事・育児参画への啓発	男性の家事・育児への参画を促進するための啓発を行います。	子ども応援課
育児休業の取得推進	仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業の取得を推進します。庁内においては、子の出生があった職員に対し、所属長から休暇・休業制度の案内を行います。	総務課

町民・地域・企業の役割



町民の役割

- 男性も、家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。
- 不安や悩みがあれば周りの仲間や相談窓口へ相談し、支援が必要な時には遠慮せずに頼みましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に活用しましょう。
- 男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合しましょう。
- 就業規則などを確認し、働く場での条件、権利、義務を理解しましょう。
- ポジティブ・アクションについて学び、理解を深めましょう。
- 雇用、待遇上の問題やハラスメントなど、様々な問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう。



地域の役割

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 地域活動や団体活動において、誰もが参加しやすい曜日、時間の開催に努めましょう。
- 地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- 地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。



企業の役割

- 従業員の作業内容や業務の分担において、むだや偏りがないか見直しましょう。
- 管理職から率先して、早く帰りやすい雰囲気をつくりましょう。
- 就業時間中に一旦職場を抜ける「中抜け」など、子育てや介護と就業が両立できる仕組みの導入を検討しましょう。
- 女性の活躍に関する情報を積極的に公表しましょう。
- 募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差や差別をなくしましょう。
- テレワークを積極的に導入し、柔軟な勤務形態についても検討しましょう。
- ハラスメントの内容について経営者・管理者が理解し、防止対策に努めましょう。

重点目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

【アンケート調査結果等の現状】

- 《あなたの家庭では、それぞれの項目について、主に誰が行っていますか》について、すべての項目で、「主として妻」が最も高くなっています。『B. 家のまわりの掃除』『G. ごみ出し』『K. 町内会行事などへの参加』で他の項目と比べて、「主として夫」の割合が高くなっています。また、『E. 食事のしたく』で「主として妻」の割合が高くなっています。
- 《学校において男女平等教育を推進するために学校教育の場でどのようなことが必要だと思いますか》について、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の割合が58.8%と最も高く、次いで「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が53.6%、「教員の男女平等意識が高まるよう研修会を実施する」の割合が30.5%となっています。
- 《これまでに、あなたの配偶者や交際相手から、次のような行為を受けた経験がありますか》について、「大声でどなられたり、暴言を吐かれたりした」の割合が8.1%と最も高くなっており、DVの経験がある女性が約2割、男性が約1割となっています。
- 《これまでに配偶者や交際相手から受けた行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか》について、「家族に相談した」の割合が77.3%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」の割合が40.9%、「行政機関に相談した」、「弁護士に相談した」の割合がともに23.9%となっています。

【課題】

- DVの経験がある女性が約2割、男性が約1割となっています。DVが絶対に許されない行為であることを広く周知し、あらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要があります。
- 誰にも相談しなかった人が約1割となっています。被害者が安全に安心して相談できる体制の充実を図るとともに、被害を受けた場合は、自分の被害を過小に評価することなく相談できるよう、相談窓口の周知啓発が必要です。
- 生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組む必要があります。

【基本的施策】

- (1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援
- (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
- (3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

【成果指標】

成果指標		基準値 (令和3年度)	目標値 (令和13年度)
1	子宮頸がん検診受診率	34.0%	50.0%
2	乳がん検診受診率	39.8%	50.0%
3	DVに関する相談窓口の認知度	69.2%	80.0%

(1) 人権や多様性への尊重と様々な人々への支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等、様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組むとともに、住民の理解を深めるために啓発等に取り組みます。

最近では、LGBTなど、性的少数者についての社会的認知が進みつつあり、これらの人々への理解がこれまで以上に求められています。男女共同参画はもとより人権の観点からも、誰もが自らのSOGIを尊重され、異なる価値観を互いに認め合い、自分らしく生きることのできる社会とするため、性的少数者への理解促進に向けた取組が重要になっています。

また、外国人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人の地域活動への参画促進等に努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組めます。

① 障がい者の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
施設のバリアフリー化の実施	障がい者が、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、町施設のバリアフリー化をはじめ、障がい者が自立した生活が送れるよう、各種支援を行います。	総務課 建設課 生涯学習課
障がいのある方への相談の実施	障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。	福祉課
ひまわり園の運営・福祉作業所の運営補助	障がい者の自立に必要な指導を行う福祉作業所や、心身障がい児の自主性と社会性を高めるための親子通園施設など、雇用・支援の場を提供します。また、施設名について、性別等にとられない名称への変更を検討します。	福祉課 子ども応援課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	福祉課

※LGBT：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。

※^{ソギノソジ}SOGI：「SO」が性的指向（セクシュアルオリエンテーション）、「GI」が性自認（ジェンダーアイデンティティ）の略。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つもの。

② 母子・父子世帯の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
母子家庭自立支援・就業相談の実施	ひとり親世帯の生活安定と、子どもの健全な成長のため、経済的な自立、家庭機能の充実を促進する支援を行います。	子ども応援課
母子寡婦福祉協議会への支援	母子寡婦福祉協議会の補助を実施します。	子ども応援課
児童生徒援助事業	ひとり親世帯に対し、就学援助費を支給し、学用品費、通学用品費、学校給食費等の費用を援助します。	学校教育課

③ 高齢者の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
ボランティア活動の充実と連携の強化	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、生きがいを持てるよう、ボランティア活動の機会の提供を行います。	地域包括支援センター
施設のバリアフリー化の実施	高齢者が、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、町施設のバリアフリー化をはじめ、高齢者が自立した生活を送れるよう、各種支援を行います。	総務課 建設課
地域支え合い体制づくりの推進	住民の声を聴き取りながら町の特性に応じた地域支え合い体制のあり方について検討し、実現をめざします。	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座の開催	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図ります。	地域包括支援センター
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会と連携し、コミュニティ活動やボランティア活動に対して支援・協力を行います。	地域包括支援センター

④ 外国人の自立した生活に対する支援

事業	取組の内容	担当課
外国人住民懇談会の開催	外国人住民懇談会を開催し、在住外国人と地域住民との国籍や文化を超えた交流の実施を図ります。	企画課

⑤ 男女共同参画の視点による避難所の環境整備の推進

事業	取組の内容	担当課
避難所の施設整備の推進	高齢者、障がい者、妊産婦、特別な配慮が必要な方のために、専用スペースの確保、車いす利用者や高齢者等が安全で円滑に利用できるよう、施設のバリアフリー化や多目的トイレなどの設備の整備に努めます。	総務課 防災安全課 建設課
福祉避難所の整備の推進	要配慮者が安心して避難所生活を送れるよう、福祉避難所の資機材の整備を推進します。	防災安全課
備蓄品・備蓄食料の充実	乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品の備蓄を進めるとともに、高齢者、乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給できるよう備蓄品・備蓄食料の充実を図ります。	防災安全課

⑥ 性的指向・性自認等の多様性に対する理解促進と支援

事業	取組の内容	担当課
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入	誰もが大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいけるよう、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入します。	企画課
保育園における理解促進と支援	保育園において、園児の性的指向・性自認等の多様性に配慮した活動を実施します。	子ども応援課
人権擁護事業	人権啓発活動の一環として、性的少数者、性自認に関する問題について、パネル展等を開催し啓発に取り組めます。	福祉課

⑦ 様々な困難に対する支援

事業	取組の内容	担当課
よろず相談（人権相談）の実施	仕事や経済的な悩みを抱えた方が、心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、人権擁護委員や民生委員が各種相談業務を行います。また、広報とよやまにおいても、国や県が主催する、各種相談窓口について積極的にお知らせします。	福祉課
いのちの電話による相談	「いのちの電話」「名古屋いのちの電話」による相談を実施していきます。	福祉課
心配ごと相談の実施	民生委員による心配ごと相談を行います。	福祉課



(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

住民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心や体の健康に関する様々な情報提供・健康相談事業を実施し、ライフステージや性差に応じた主体的な健康づくりへの取組を支援します。

女性一人ひとりがライフデザインやキャリアデザインを描く中で、健康を守りながら妊娠・出産を実現するなど様々な生き方を、女性自身が自由に決められるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない健康支援を行います。

① 健康づくりの支援

事業	取組の内容	担当課
健康・福祉フェスティバルの開催	あらゆる世代の方たちが健康や地域福祉について楽しみながら学ぶ機会として、またボランティアの活動にもふれる機会として、健康・福祉フェスティバルを開催します。	福祉課 保健センター
食生活改善活動ボランティアによる支援	食生活改善活動ボランティアを中心に、食育についての啓発普及を図り、健全な食生活のあり方を広めます。	保健センター
健康増進事業	健康づくりや健康管理に取り組めるよう、健康づくりに関する教室や各種健康診断などを実施します。女性に特有な疾病の情報について普及・啓発を行います。	保健センター
介護予防事業	高齢者が要介護状態となることの予防を目的に、介護予防教室や住民主体サロン活動支援、講演会等を実施します。	地域包括支援センター
生涯学習講座の開催	子どもから高齢者まで、あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフステージにあった学習機会を提供します。	生涯学習課
総合型地域スポーツ・文化クラブ運営事業	「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツ・文化に親しみ、楽しめるプログラムの充実を図り、地域の活性化、地域のコミュニティづくりに努めます。	生涯学習課

② 性教育の推進

事業	取組の内容	担当課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちがエイズや性感染症、妊娠や中絶など、男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため、適切な性教育を推進します。	学校教育課

③ 妊婦・出産への支援・不妊治療対策の推進

事業	取組の内容	担当課
母子保健事業	妊娠・出産に関する正しい知識の普及を推進するとともに、健康診査などを実施します。また、妊娠を希望しながらも、不妊に悩む男女への支援も行います。	保健センター

(3) あらゆる暴力の根絶と支援体制の充実

関係機関と連携し、DVは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、若年層をはじめとした幅広い世代に対して正しい知識と理解を深めるための教育、広報や啓発活動を推進します。

性犯罪・性暴力の根絶に向けて、被害者にも加害者にもならないための教育・啓発活動をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備を促進します。

また、職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供、企業や住民に対する啓発活動を進めます。

① DVやセクシュアル・ハラスメント防止と支援体制の充実

事業	取組の内容	担当課
女性相談の実施	関係各課と連携し、相談業務の充実に努めます。	福祉課
DV対策の実施	DVが起きないような、また、万が一発生しても、ごく初期において解決できるような支援体制を整えます。	福祉課 保険課
セクシュアル・ハラスメントの防止	セクシュアル・ハラスメントの防止に対する意識を高めます。	総務課 学校教育課

② 子どもを暴力から守る

事業	取組の内容	担当課
子ども家庭総合支援拠点を中心とした児童虐待の防止	福祉・保健・学校教育などの担当各課が情報を共有し、連携を図ることで、児童虐待の防止・早期発見と対応・解決に努めます。	子ども応援課 保健センター 学校教育課
人権教育	小中学校に教育相談員（スクールカウンセラー）を配置し、相談・カウンセリングを行います。	福祉課 学校教育課

③ 高齢者・障がい者を虐待から守る

事業	取組の内容	担当課
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議	高齢者及び障がい者虐待の早期発見、早期対応及び発生防止の体制づくりを行います。	福祉課 保険課 地域包括支援センター

④ 性犯罪などの犯罪への対策の推進

事業	取組の内容	担当課
D V対策の実施	D Vが絶対許されない行為であることを広く周知し、暴力根絶に向けて取り組みます。	福祉課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちがSNSを通じた性犯罪等に巻き込まれないよう、自分の身を自分で守れるような性教育を推進します。	学校教育課

⑤ 若年層に向けた啓発

事業	取組の内容	担当課
学校における性教育	低学年の児童も含め、子どもたちが男女の性に関する正しい知識を身につけるための適切な性教育が推進できるよう、教職員に情報提供をします。	学校教育課
保育園における啓発	保育園において、幼児に対する性教育について研究し、実施について検討します。	子ども応援課
青少年育成会議による啓発	青少年育成会議による巡回指導や合同街頭指導において若年層に向け啓発活動の実施に努めます。	生涯学習課

町民・地域・企業の役割



町民の役割

- DVやハラスメントについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識をもちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。
- 多様な性のあり方があることを知り、偏見や差別をなくしましょう。
- 自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- 各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけましょう。
- 日常的な運動習慣を身につけましょう。



地域の役割

- 地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- 性別やジェンダーに基づく偏見や差別などの人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、自治会等での広報に協力しましょう。
- 地域の人みんなで健康づくりに取り組みましょう。



企業の役割

- DVやハラスメントに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 従業員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。
- 職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- 従業員の心の健康に配慮しましょう。

重点目標Ⅳ 計画の推進

【課題】

- ・プランの進行管理を適切に実施していくため、関係部署の連絡調整の場として開催を継続していくことが必要です。
- ・性別を問わず町・県や民間団体の研修等へ職員の参加を促し、様々な立場の方と交流するきっかけをつくっていくことが必要です。

【基本的施策】

(1) 推進体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備・充実

男女共同参画に関する施策は、町政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、庁内の連携を強化するとともに、職員の専門性の向上を図るために研修を開催し、人権意識の高揚と、職員の資質向上に取り組んでいきます。

① 男女共同参画の推進体制の強化

事業	取組の内容	担当課
ヒアリングによる計画の進行管理	男女共同参画社会計画の事業実績、目標値の状況について関係部署と定期的に確認、取組の見直し等を行うことで、計画の全庁的な進行管理を行います。	企画課
県などの研修会への参加	男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりを推進していくため、研修への参加・実施を推進します。	企画課
職員研修の実施	男女共同参画の視点を活かした豊かなまちづくりを推進していくため、研修への参加・実施を推進します。	総務課



資料編

1 用語解説

用 語	解 説
あ	
育児・介護休業制度	労働者が育児や介護をしながら働き続けることができるよう、全ての事業主は、育児・介護休業法に基づき、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇制度、介護休暇制度、短時間勤務などの措置、所定外労働の免除、時間外労働の免除、深夜業の制限、転勤についての配慮、不利益取扱いの禁止を適用する義務がある。
SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。
NPO法人	「Non-Profit Organization」の略称で、日本語では「特定非営利活動法人」という。1997年に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立し、社会貢献のための活発な活動を行うボランティア団体に法人格を付与し、活動しやすい体制・環境を整える試みとしてスタートした制度のこと。
LGBT（エルジービーティー）	女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者の総称のひとつ。
さ	
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

用 語	解 説
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。 多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある（性同一性障害）。
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
性的マイノリティ	LGBTQ+をはじめとする性的少数者のことを言う。
セクシュアルハラスメント	職場における継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。また、雇用関係にある者の間だけでなく、施設における職員と利用者、学校における教師と生徒、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。
SOGI (ソギ/リギ)	「SO」が性的指向（セクシュアルオリエンテーション）、「GI」が性自認（ジェンダーアイデンティティ）の略。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つもの。
た	
待機児童	保育の必要性が認定され、認可保育所などの利用申込みがなされているが満員のために利用できない児童。ただし、特定の保育所などを希望するなど保護者の私的な理由により待機している場合などは除く。
ダイバーシティ	「多様性」のことを言う。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言う。
男女共同参画社会	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を言う。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」と言う。募集・採用・配置・昇進における均等な取り扱いを事業主の努力義務とし、定年・退職・解雇などにおける差別的な取り扱いを禁止することなどが定められている。

用 語	解 説
地域子育て支援センター	育児不安の解消や子ども同士・親同士が交流するため、保育所に通園していない地域の親子に保育所を開放し、育児相談、あそび場の提供、育児サークルの支援などを行う施設。
テレワーク	「情報通信技術（ICT＝Information and Communication Technology）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel（離れて）と Work（仕事）を組み合わせた造語で、「ギリシャ語のテレ（tele）＝遠く（遠隔地）」と「英語のワーク（work）＝働く」を組み合わせた言葉で、「遠くにいる人と働く」という意味。本拠地のオフィスから離れた場所で、ICT をつかって仕事をすることをさし、リモートワークとも言う。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や交際相手など親しい関係のパートナーから加えられる暴力。身体に対する暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含む。
は	
ファミリー・サポート・センター	就労などの社会参加と子育てとの両立を図るとともに、子どもが健やかに育つ環境づくりを支援するため、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をする方（提供会員）が会員となり、会員同士が育児の一時的・短期的な相互活動を行う制度のこと。
ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
や	
（性別による固定的な）役割分担意識	「男は仕事、女は家事・育児」などの男女観に代表されるように、性別によって役割や能力、活動する分野を決め、それを分担するのが当然、あるいは自然だとする固定概念を言い、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。
ら	
ライフステージ	人生の一生における幼年期・児童期・青年期・中年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和 国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合
い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮
することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課
題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対
等な構成員として、自らの意思によって社会のあら
ゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を
担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る
男女間の格差を改善するため必要な範囲内におい
て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的
に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的
取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社
会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男
女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ
ならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

（2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（3）前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、

必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（2）男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 抄（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）附則（中略）第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

（1）から（10）まで 略

（11）男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 抄（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

- 第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女

性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活

における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の1部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

- 第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

- 第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その 1 部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

- 第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

- 第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 2 第 24 条の規定に違反した者

- 第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

- 第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 2 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

- 第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

- 第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

- 第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

- 第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 20 号の 25 の次に次の 1 号を加える。

- 20 の 26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

（内閣府設置法の一部改正）

- 第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。
- 附則第 2 条第 2 項の表に次のように加える。

平成 38 年 3 月 31 日 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 5 条第 1 項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条—第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条—第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条—第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条—第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

（3）その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

（2）被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

（3）被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条及び第 8 条の 3 において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

（4）被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいすれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いだと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - (3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関する子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - (4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止を命ずなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後にあって、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後にあって、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

- 第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

- 第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

- 第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

- 第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第 4 号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限り。）があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 抄（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 抄（平成25年7月3日法律第72号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 抄（平成26年4月23日法律第28号）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5 豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会設置要綱

○豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会設置要綱

平成13年5月18日

告示第52号

改正 平成23年11月1日告示第64号

令和3年3月31日告示第32号

(趣旨)

第1条 この告示は、男女共同参画社会の実現のため、豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 この委員会は、豊山町男女共同参画社会づくりプランの原案を作成し、町長に具申することを所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる10人以内の委員をもって組織し、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町内女性団体代表
- (2) 豊山町職員
- (3) 公募により選出された者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部企画財政課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月1日告示第64号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第32号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

6 第3次豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分	所 属	役 職	氏 名
1号委員 (1名)	とよやま女性の会	会長	中村百合子
2号委員 (3名)	豊山町生活福祉部 福祉課福祉係	係長	四浦かおり
	豊山町生活福祉部 福祉課子育て支援係	係長	牧野 礼男
	豊山町教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係	主事	木村 光希
3号委員 (4名)	公募	町民	鈴木 恵利子
	公募	町民	竹内 智恵子
	公募	町民	荻谷 由佳
	公募	商工会 理事	秋田 千晴
4号委員 (2名)	中部大学	国際関係学部 国際学科 教授	羽後 静子
	愛知学泉大学	家政学部 ライフスタイル学科 教授	森山 三千江

1号委員 町内女性団体代表

2号委員 豊山町職員

3号委員 公募により選出された者

4号委員 学識経験を有する者

7 策定経過

年 月 日	会 議 等	内 容
令和3年8月18日（水） ～31日（火）	町民アンケート調査	町 民：2,000通配布 事業所：300通配布
令和3年10月28日（木）	第1回豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会	1 委員長の選出について 2 第2次とよやまレインボープランについて 3 第3次とよやまレインボープランの骨子について 4 今後のスケジュールについて
令和3年11月25日（木） ～26日（金）	豊山町男女共同参画に関するヒアリング調査	—
令和3年11月28日（日）	とよやまレインボープラン 町民ワークショップ	ワークショップ「男女共同参画」について一緒に考えてみよう！
令和3年12月7日（火）	第2回豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会	1 第3次とよやまレインボープラン（案）について 2 その他
令和4年1月17日（月）	第3回豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会	1 第3次とよやまレインボープラン（案）について 2 その他
令和4年2月7日（月） ～21日（月）	パブリックコメント	—
令和4年3月8日（火）	第4回豊山町男女共同参画社会づくりプラン策定委員会	1 第3次とよやまレインボープラン（案）のパブリックコメントの結果について 2 第3次とよやまレインボープラン（案）の具申について

豊山町男女共同参画社会計画
第3次とよやまレインボープラン

令和4年4月

発行：豊山町 企画調整部企画課

〒480-0202

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地

電話：(0568) 28-0913（ダイヤルイン）

FAX：(0568) 29-1177

メール：kikaku@town.toyoyama.lg.jp

ホームページ：http://www.town.toyoyama.lg.jp
